

知立市文化芸術推進 基本計画



2021(令和3)年3月
知立市教育委員会

はじめに



知立市では、八橋のかきつばた、東海道の松並木、知立公園の花しょうぶ、ユネスコ無形文化遺産に登録された「知立の山車文楽とからくり」といった先人たちが守り育ててきた文化芸術に加え、新たに生まれる文化芸術を生かし、文化芸術の持つ力を、産業、観光、教育、福祉の発展、コミュニティづくり、多文化共生の促進など幅広い分野で活用し、住みよく活力あるまちづくりを行うため、2018年（平成30年）3月に知立市文化芸術基本条例を制定しました。そして、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、学識経験者、文化芸術団体の代表者、福祉・教育関係者、市民代表の方々と構成された「知立市文化芸術推進会議」で検討していただき、パブリックコメントの手続きを経て、「知立市文化芸術推進基本計画」を策定いたしました。

計画では、市が市民や文化芸術団体、事業者等と協働して取り組むいろいろな文化芸術に関する施策を推進していくため、基本理念を明らかにし、知立市の文化芸術活動の拠り所となる考え方を示しています。市民一人ひとりが文化芸術とともに生きる豊かな社会の形成を目指し、「知る 育む 心を結ぶ 文化芸術を身近に感じるまちづくり」を目指し、今後10年間の長期的な視点で具体的に文化芸術活動を推進してまいります。

知立市文化会館は開館20周年を迎えた本年度、地域創造大賞（総務大臣賞）を受賞しました。この賞は、地域における創造的で文化的な表現活動のための環境づくりに特に功績のあった公立文化施設を（一財）地域創造が選定し、顕彰するものです。江戸時代から伝わる「知立の山車文楽とからくり」の保存継承の支援や、市内全小学校への音楽アウトリーチに力を入れていることなどが評価されたもので、文化芸術を愛する市民と、その活動を支える文化会館がうまく連携できている表れであり、文化芸術によるまちづくりをより一層推進してまいりたいと考えています。

結びにあたりまして、計画の策定にご尽力を賜りました知立市文化芸術推進会議の皆様をはじめ、貴重な意見をお寄せいただいた市民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

2021年（令和3年）3月

知立市長 林 郁夫

目次

第1章 策定にあたって	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
第2章 現状と課題	3
1 市民の文化芸術活動	3
2 伝統文化・歴史	5
3 文化芸術を支える基盤	6
4 関連分野との連携	9
第3章 基本理念	10
1 基本的な考え方	10
2 基本方針	11
3 各主体の役割	12
第4章 施策	14
基本施策1 だれもが鑑賞・参加・創造できる環境づくり	14
1-1 鑑賞・体験の機会づくり	14
1-2 創作・発表の機会づくり	15
1-3 文化芸術作品の創造	15
1-4 共生社会の実現	16
基本施策2 歴史・文化財を大切にすまちづくり	17
2-1 歴史・文化財の保存	17
2-2 歴史・文化財の活用	17
基本施策3 文化芸術を支える基盤づくり	19
3-1 戦略的・効果的な文化施設の運営	19
3-2 文化芸術情報の収集・記録・発信、相談対応	19
3-3 人材の育成	20

第5章 重点施策	21
重点1 子どもが様々な文化芸術に親しむことができるまち	21
重点2 「知立の山車文楽とからくり」の継承・活用	22
重点3 障がい者の文化活動の機会の充実	23
重点4 文化芸術を通じた多文化共生への試み	24
重点5 多様な情報発信	25
第6章 推進と評価	26
1 計画の推進に向けて	26
2 推進状況の確認と改善	26
資料編	31
資料1 策定体制	32
1 策定経緯	32
2 文化芸術推進会議等	33
資料2 法律・条例	35
1 知立市文化芸術基本条例	35
2 文化芸術基本法	39
3 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律	46
4 音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律	50
5 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	51
資料3 市民アンケート	56
1 調査結果の概要	56
2 市民アンケート結果	59
資料4 用語の解説	79

第1章 策定にあたって

1 計画の趣旨

本市は、江戸時代より宿場町「池鯉鮒」として栄えた歴史あるまちで、市民によって様々な文化芸術が創造され、継承されてきました。江戸時代から伝承されている「知立の山車文楽とからくり」は2016年（平成28年）にユネスコ無形文化遺産に登録されました。

また、知立市文化会館（パティオ池鯉鮒）を芸術文化の活動拠点と位置づけ、市民や様々な団体と協働で芸術文化に親しむ機会づくりに取り組んできました。

このような市の歴史や取組、地域の特性を踏まえ、2018年（平成30年）に制定した「知立市文化芸術基本条例」に基づき、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「知立市文化芸術推進基本計画」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

「第6次知立市総合計画」、「知立市文化芸術基本条例」に基づく計画です。国の「文化芸術基本法」第7条の2「地方文化芸術推進基本計画」、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」第7条「地域の特性に応じた施策」、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」第8条「地方公共団体の計画」にあたります。

また、「知立市歴史文化基本構想」、「彫刻のある風景づくり推進計画」、「知立市観光振興計画」など市の計画との整合性を図っています。

上位計画	第6次知立市総合計画
条例	知立市文化芸術基本条例
国の法律	文化芸術基本法 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律
整合性を図る市の計画	歴史文化基本構想、彫刻のある風景づくり推進計画、観光振興計画等

●●● 文化芸術と本計画の範囲 ●●●

計画の範囲は「文化芸術基本法」「知立市文化芸術基本条例」の「文化芸術」を対象とします。文化芸術施策の推進にあたっては、観光、まちづくり、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮します。

【文化芸術】

知立市文化芸術基本条例 第2条

文化芸術基本法第8条から第13条までに規定する振興その他の施策の対象となる文化芸術その他これらに類するもの

文化芸術基本法 第8条から第13条

第8条 芸術（文学，音楽，美術，写真，演劇，舞踊その他の芸術）

第9条 メディア芸術（映画，漫画，アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）

第10条 伝統芸能（雅楽，能楽，文楽，歌舞伎，組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能）

第11条 芸能（講談，落語，浪曲，漫談，漫才，歌唱その他の芸能）

第12条 生活文化（茶道，華道，書道，食文化その他の生活に係る文化をいう。）

国民娯楽（囲碁，将棋その他の国民的娯楽をいう。）
出版物及びレコード等

第13条 文化財（有形及び無形の文化財並びにその保存技術）

3 計画期間

2021（令和3）年度を初年度とし、概ね10年（2030年度）を計画期間とします。ただし、施策・重点施策については、5年に1回程度、見直します。

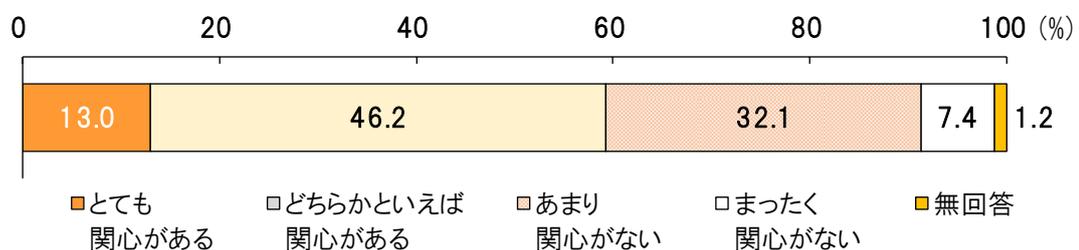
2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
▲見直し									

第2章 現状と課題

市民の文化芸術活動

- 文化芸術への関心について、「どちらかといえば関心がある」「あまり関心がない」「とても関心がある」「まったく関心がない」の順に多くなっています。
- 「知立市文化芸術についての市民アンケート」(2020年)(以下「市民アンケート」という。)によると、文化芸術の直接鑑賞について、年に数回以上が約6割となっています。また、創作・練習・発表など文化芸術活動を実施している市民は約3割となっています。
- 鑑賞の場所について、知立市外が多く、鑑賞分野や内容が非常に多岐にわたる中、名古屋市も含めて市外の文化施設と一定の機能分担を検討する必要があります。
- 直接鑑賞する上で困ることとして、18～59歳などで「仕事・家事・勉強等で時間がない」、18～29歳などで「お金が高い」、60～69歳などで「気に入った内容のものがない」、直接鑑賞をほとんどしない人で「きっかけがない」、直接鑑賞の頻度が多い人で「場所が遠い」ことがあげられています。
- 文化活動(創作・練習・発表)をする上で困ることとして、18～59歳などで「仕事・家事・勉強等で時間がない」、活動していない人で「きっかけがない」ことがあげられています。
- また、知立市が文化芸術振興に力を入れるべきこととして、「いろいろな分野の鑑賞や活動ができる」「質の高い公演・展示等の鑑賞ができる」「わかりやすく説明してもらえたり、実際に体験できる」など、鑑賞・参加に関することが上位となっています。

◆ 文化芸術への関心



資料：市民アンケート(2020年)資料編 P.60 参照

◆ 文化芸術鑑賞の頻度（コンサート、展覧会などの直接鑑賞）



■ 月に2回以上 □ 月に1回程度 ▨ 年に数回 □ ほとんど行かない ■ 無回答

資料：市民アンケート(2020年)資料編 P.66 参照

◆ 直接鑑賞する上で困ること（上位5項目）

①仕事・家事・勉強等で時間がない	28.6%
②お金が高い	25.8%
③気に入った内容のものがない	25.5%
④きっかけがない	22.3%
⑤場所が遠い	18.2%

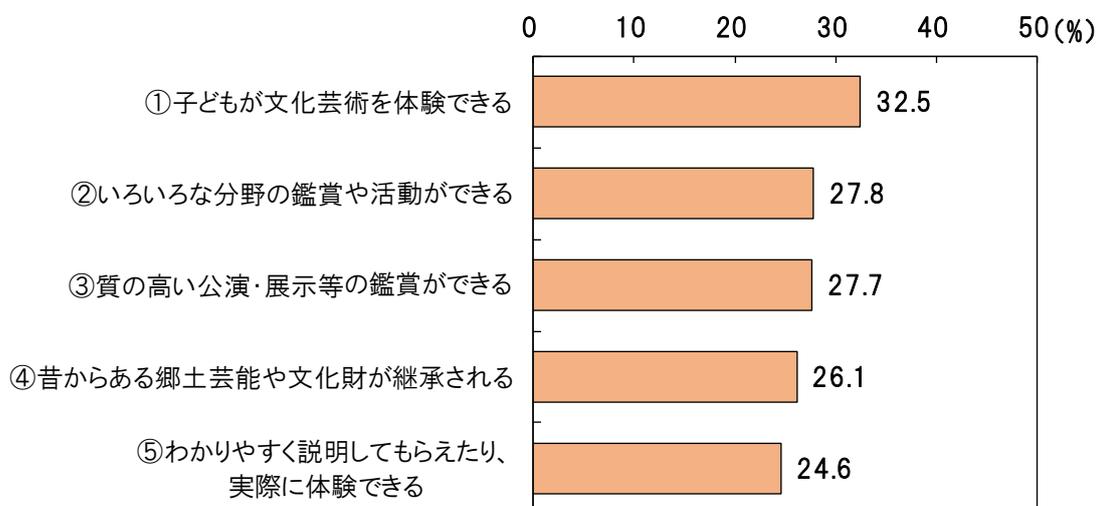
資料：市民アンケート(2020年)資料編 P.69参照

◆ 文化活動をする上で困ること（上位5項目）

①仕事・家事・勉強等で時間がない	30.6%
②きっかけがない	30.1%
③気に入った内容のものがない	19.9%
④費用がかかりすぎる	17.5%
⑤一緒に行く人がいない	13.4%

資料：市民アンケート(2020年)資料編 P.73 参照

◆ 知立市が文化芸術振興に力を入れるべきこと（上位5項目）



資料：市民アンケート(2020年)資料編 P.77参照

2 伝統文化・歴史

- 「知立の山車文楽とからくり」を含む「山・鉾・屋台行事」がユネスコ無形文化遺産に登録されています。また、観光に関する市民アンケートでは、知立市内の観光資源の魅力について、「知立まつり」「知立神社」「東海道松並木」が上位となっています。
- 市民アンケートによると、「知立の山車文楽とからくり」を見たことがある人は6割で、認知度も約9割となっています。また、市の文化芸術環境について、「伝統や歴史豊かな郷土文化が継承されている」ことについて一定の評価を得ています。
- このように、伝統文化や歴史が市の重要な文化芸術資源、かつ、観光資源にもなっており、その保存と活用が必要です。

◆ 指定文化財（国指定）

重要文化財（建造物）	知立神社 多宝塔
重要無形民俗文化財	知立の山車文楽とからくり

この他、県指定10件、市指定が88件、国の登録文化財が9件あります。

◆ 知立市の歴史文化の特徴

○地名「ちりゅう」とその名を冠した知立神社

古代からこの地域の地名である「ちりゅう」は、漢字表記の変化はありつつも、現在でも受け継がれています。また、地名と同じ名前を持つ知立神社も古い歴史を有し、地域のシンボルとなっています。これら古代から引き継ぐ地名「ちりゅう」と知立神社に受け継がれている信仰と祭祀は、知立市の歴史文化の特徴となっています。

○東国への玄関となる尾張と三河の境での交流

池鯉鮒は、古代から尾張と三河、さらには西日本と東日本を繋ぐ玄関口となる地域でした。原始の頃に河川の水利を活かして他地域との交流が開始されて以降、河川や街道、鉄道等を通じて行き交う人々の交流によって地域が栄えました。

資料：知立市歴史文化基本構想

◆ 知立市の観光資源の魅力（特に魅力的・魅力的の回答者の割合の多い順）

市民	市外の人
①知立まつり	①かきつばたまつり
②ちりゅうぴ	②花しょうぶまつり
③知立神社	③東海道松並木
④かきつばたまつり	④知立神社
⑤東海道松並木	⑤知立まつり

資料：知立市観光振興計画

3 文化芸術を支える基盤

(1) 人材

- 知立市では、地域で活動したり、これからの活躍が期待されるアーティストの発表の機会を文化会館、リリオ・コンサートホール等で提供しています。
- 支援者としては、文化施設の専門職やパティオ・ウェーブ会員などがあげられます。
- 知立まつりは多くの関係者の努力で継続されていますが、将来の少子高齢化社会におけるまつりの存続について危惧する声も聞かれ、後継者の育成や組織作りを推進する必要があります。

◆ 文筆家・芸術家・芸能家の人数

文筆家・芸術家・芸能家	450人
-------------	------

資料：総務省「国勢調査」（2015年）

◆ 文化芸術活動の支援（ボランティア）を行った人（過去1年間）

地域の祭や文化活動を支援する活動や寄付	8.5%
文化芸術イベント・アーティスト・文化施設を支援する活動	1.9%
文化芸術団体や文化施設への寄付	0.6%

資料：市民アンケート（2020年）資料編 P.75 参照

◆ 市内の主な文化団体

<p>知立市文化協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市から委託を受けて、市民文化のつどい、しみん芸術祭、知立市美術展、文化講演会、市民茶会等を実施 ・芸能部門、美術部門、創作部門、茶華道部門の各部会の発表会や展示会、市民教室などを実施
<p>知立山車連合保存会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知立まつり五か町祭礼惣代（山町・中新町・本町・西町・宝町）、知立山車文楽保存会、知立からくり保存会等から構成
<p>一般財団法人ちりゅう芸術創造協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化・芸術及び教育に関する事業を通じて、文化を享受し、文化を育み、文化を創り出すことができる環境づくりを行う。知立市文化会館(パティオ池鯉鮒)の指定管理者
<p>パティオ・ウェーブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知立市文化会館(パティオ池鯉鮒)で開催される自主企画事業の支援と事業を遂行するためのホールボランティアの会
<p>知立まちづくり株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「リリオ・コンサートホール」「リリオ・パーキング」を管理運営する、知立市出資の第三セクター

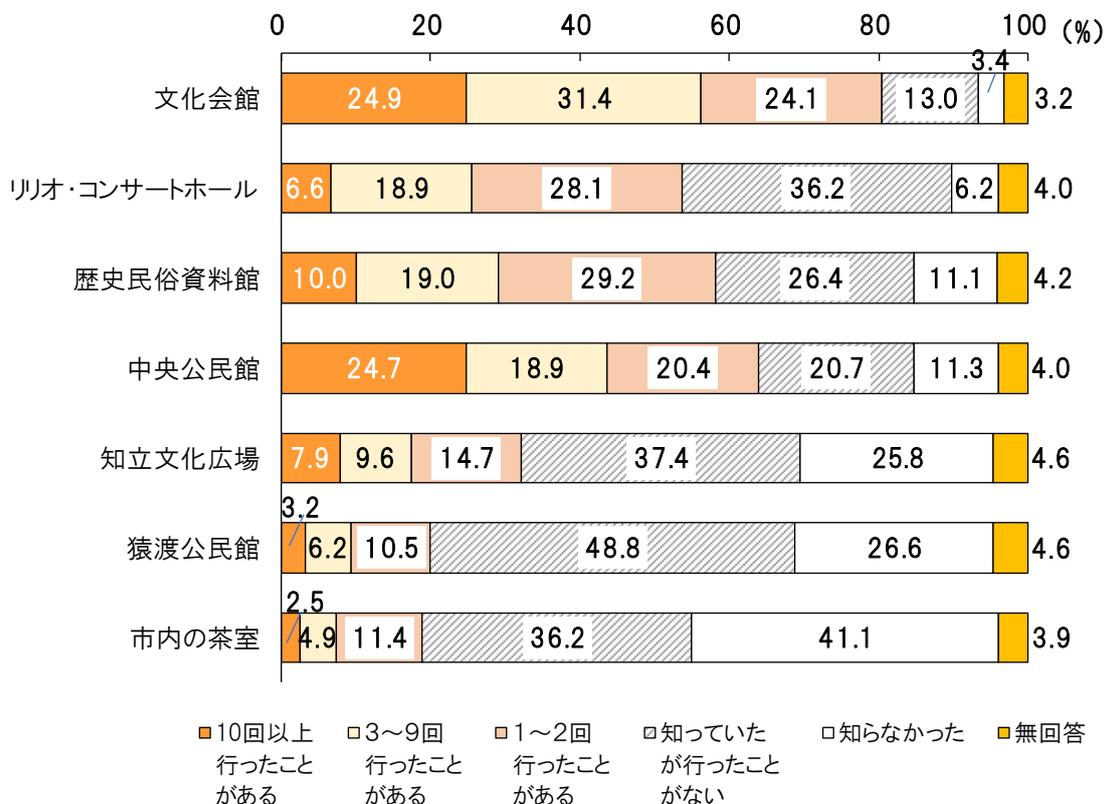
(2) 文化芸術関連施設

- 2018（平成30）年度の延べ利用者数は、文化会館で219,652人、知立市歴史民俗資料館で23,028人、知立市中央公民館は107,372人と多くの市民に利用されています。
- 市民アンケートでは、これまで文化会館に行ったことのある市民は約8割、歴史民俗資料館で約6割となっています。また、市の文化芸術環境について、鑑賞したり、活動したりするための文化施設があることについて、一定の評価を得ています。
- 文化会館が築20年、リリオ・コンサートホールが築22年であり、長寿命化に向けた計画的な改修について検討する必要があります。

◆ 市内の主な文化芸術関連施設

名称	施設
知立市文化会館（パティオ池鯉鮒）	知立市上重原町間瀬口116番地 [施設内容] かきつばたホール（841～1,004席）、花しょうぶホール（244～293席）、ギャラリー、リハーサル室、ワークショップ室、講義室、和室、茶室、工芸室等
リリオ・コンサートホール	知立市中町中132番地 [施設内容] コン서트ホール（284席）、会議室、和室、リハーサル室
知立市歴史民俗資料館	知立市南新地二丁目3番地3 [施設内容] 展示室、収蔵庫等
知立市中央公民館	知立市広見三丁目1番地 [施設内容] 講堂（定員500人）、1階ホール、会議室、講座室、視聴覚室、和室、実習室、料理実習室、展示室、展示ホール、控室
知立文化広場	知立市八橋町井戸尻28番地1 [施設内容] 研修室、和室、展示ホール、茶室、グランド
知立市猿渡公民館	知立市上重原町小針118番地6 [施設内容] 会議室、和室、講座室、実習室
市内の茶室	知立文化広場（八橋庵）、無量壽寺（燕子庵）、知立神社（池鯉鮒庵）、知立市文化会館（知心庵）

◆文化芸術施設等の利用状況



資料：市民アンケート(2020年)資料編 P.63参照

(3) 文化芸術情報

- 文化会館の事業、彫刻のあるまちづくりをはじめ、総じて認知度は高い状況にあります。市内の文化芸術情報については、市の広報、チラシ・ポスター・パンフレットなどがあげられています。
- ただし、様々な文化芸術情報の入手について、しやすいとは思わない、また、よくわからないとの回答もみられます。
- 観光の市民アンケートでは、インターネットのウェブサイトやブログ、家族・友人の口コミが上位になっており、印刷物だけでなく、多様な手法による情報発信に取り組んでいく必要があります。

◆市内の文化芸術情報の入手方法（上位5項目）

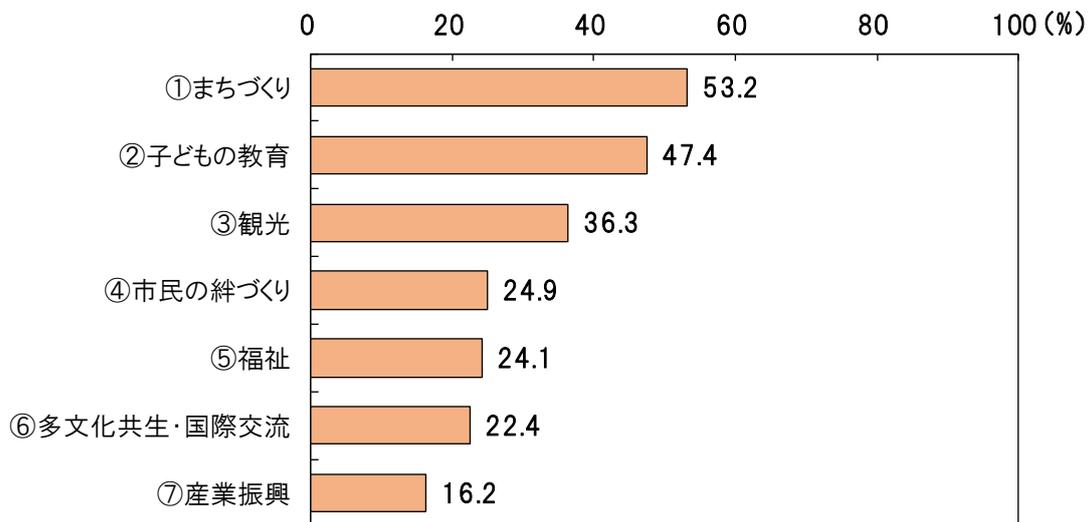
①市の広報	73.0%
②チラシ・ポスター・パンフレット	35.5%
③知人・友人・家族など人から	19.5%
④雑誌・情報誌・タウン誌	19.0%
⑤新聞	11.1%

資料：市民アンケート(2020年)資料編 P.62 参照

4 関連分野との連携

- 市民アンケートでは、文化芸術を活かす分野について、「まちづくり」「観光」について多くの回答がみられます。40歳代で、文化会館での子どもや親子向けのイベントや公演の認知度は9割を超えるなど、子どもを通じて親が市の文化芸術情報や体験の機会を得ていることがうかがわれます。70歳以上の直接鑑賞の頻度や文化活動の参加割合について、他の年代と大きな違いはみられません。
- 愛知県調べでは、市民に占める外国人の割合（2019（令和元）年6月末）は県内で3番目に多くなっています。
- 国の「文化芸術推進基本計画」（第1期）で「包摂的環境の推進」が戦略として明示され、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行（2018年6月）されるなど、子どもから高齢者まで、障がい者や在留外国人などが文化芸術を享受できる環境を整えることが示されています。
- 市が力を入れるべきこととして「子どもが文化芸術を体験できる」が最も多く、文化芸術を活かす分野として「子どもの教育」が2番目に多いなど、子どもへの文化芸術への機会を確保することが求められています。
- 文化芸術施策においても、にぎわいや市民の結びつきを生み出すために、文化施設の中だけでなく、市内に展開していくことを検討する必要があります。

◆ 文化芸術を活かす分野



資料：市民アンケート（2020年）資料編 P.78参照

第3章 基本理念

I 基本的な考え方

私たちのまち知立市は、いにしえからの豊かな歴史と文化を築き育む風土を大切に受け継いできました。

在原業平や松尾芭蕉が歌に詠み、尾形光琳が描いた燕子花図屏風で知られる八橋のかきつばた。歌川広重が描いた馬市の名残を残す東海道の松並木。明治神宮から御下賜された知立公園の花しょうぶ。そして、ユネスコ無形文化遺産に登録された知立まつりの山車文楽とからくり。これらは知立市の宝であり、先人たちが大切に守り育ててきた文化芸術活動のたまものです。

これら受け継がれてきた文化芸術と、新たに生まれる文化芸術が混ざり合い、私たちのまちは形作られています。

文化芸術を自由に創造し、享受することは、人々の生活に楽しみや潤い、精神的な豊かさや活力をもたらすとともに、人々をつなげ、連携させる力があります。この文化芸術の持つ力は、産業、観光、教育、福祉の発展、コミュニティづくり、多文化共生の促進など幅広い分野において重要な役割を担うものであり、住みよく活力あるまちづくりのためにはなくてはならないものです。

このように、文化芸術は、過去と現在と未来、人と人を結ぶ力があります。また、一人ひとりの心を育てるとともに、楽しく暮らしやすいまちを育てていくものでもあります。文化芸術の公演・イベント・まつりは、一人ひとりの市民に、また、市全体が盛り上がり、活力を生み出します。

こうした文化芸術の価値を認識し、様々な文化芸術を受け継ぎ、発展させるとともに、新たな文化芸術の創造と普及を総合的かつ計画的に進めることにより、一人ひとりが文化芸術とともに生きる豊かな地域社会の形成を目指し、「知る 育む 心をつなぐ 文化芸術を身近に感じるまちづくり」を目指し、文化芸術の推進を図ります。

知る 育む 心をつなぐ 文化芸術を身近に感じるまちづくり

2 基本方針

次の8つの方針に基づき、文化芸術に関する施策を推進します。

- ① **自主性・創造性・多様性** -----
 市民等の自主性及び創造性が十分に尊重され、市民等による多様な文化芸術活動が理解され、促進されるよう配慮します。
- ② **文化権** -----
 誰もが文化芸術を創造し、誰もが享受する、そのことが人の生まれながらの権利であることを踏まえ、全ての市民がその年齢、障がいの有無、経済的な状況、国籍、民族等にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備を図ります。
- ③ **保存・記録・継承** -----
 歴史や風土の中で培われ、先人から引き継がれてきた文化芸術が保存され、記録され、将来に継承されるよう配慮します。
- ④ **情報発信・交流** -----
 市の内外に広く文化芸術が発信されるとともに、文化芸術を通じて交流が促進されるよう配慮します。
- ⑤ **教育** -----
 文化芸術に関する教育の重要性を踏まえ、学校、文化芸術団体、家庭及び地域における活動の相互の連携を図ります。
- ⑥ **市民の意見の反映** -----
 計画の策定や施策の推進にあたり、広く市民等の意見が反映されるよう十分配慮します。
- ⑦ **各分野との連携** -----
 文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術により生み出される様々な価値を、観光、まちづくり、福祉、教育、産業、多文化共生などに活用します。
- ⑧ **機能分担と協働** -----
 文化芸術は非常に多様であり、名古屋市も含めて近隣市町との機能分担や連携を図ります。また、様々な市民や文化芸術関係者との協働により文化芸術環境の充実を図ります。

◆文化芸術の価値

本質的な価値	豊かな人間性を涵養※、創造力と感性を育む 自己認識の起点となり、文化的伝統を尊重する心を育てる
社会的・経済的価値	人間尊重・多様性維持＝人類の真の発展、世界平和に貢献 相互の理解を促進する＝共生社会の基盤 質の高い経済活動の実現

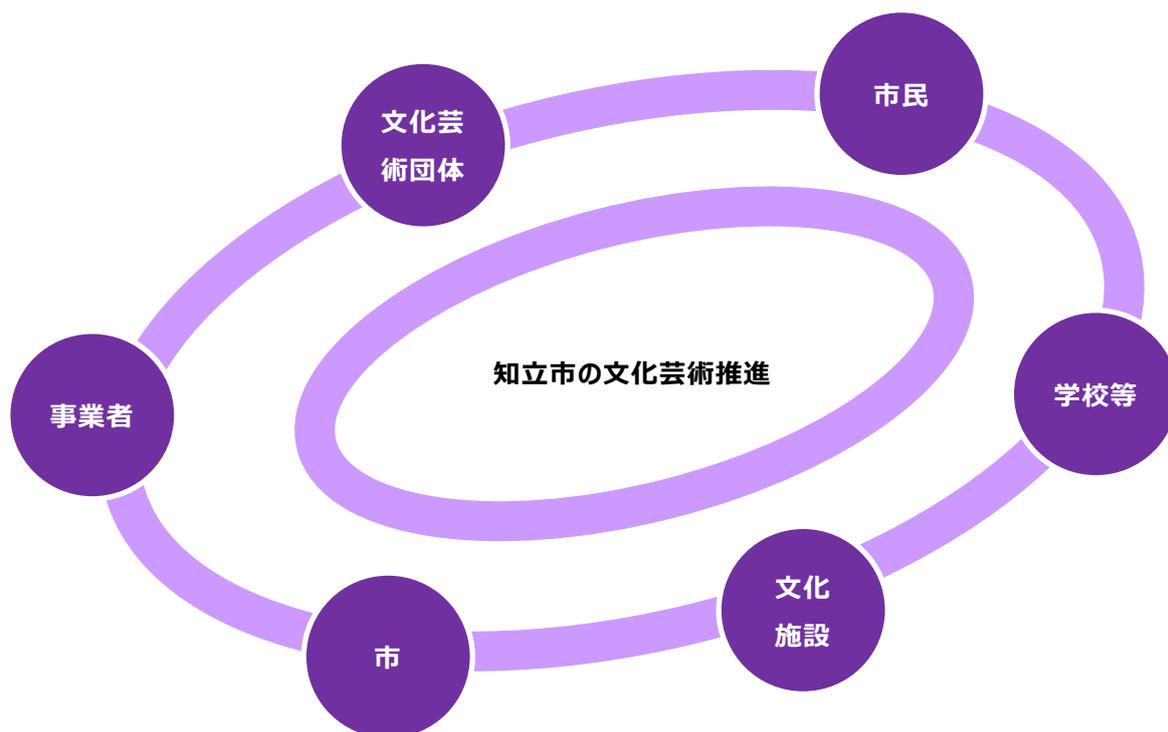
※涵養(かんよう)…水が自然にしみこむように徐々に養い育てること

資料：文化芸術推進基本計画（国）

3 各主体の役割

基本理念にもとづき、市、市民、文化芸術団体、学校等は次の役割を担い、協働で文化芸術の推進に取り組めます。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術の果たす役割と自らがその担い手であることを認識し、主体的にその活力と創意を生かして、広く文化芸術の創造及び発展に努めます。
文化芸術団体	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的かつ創造的に文化芸術活動を推進するとともに、文化芸術活動に参加する市民との協働により、文化芸術活動の充実に努めます。
文化施設	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や文化芸術団体が活動しやすく、様々なつながりを得ていく場を提供するとともに、地域の文化芸術の推進や創造を図る事業を展開し、文化芸術の基盤となります。
学校等	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児、児童、生徒等が文化芸術活動を体験し、文化芸術に関する作品に触れる機会の充実を図り、文化芸術を担う人材の育成、地域の文化芸術活動の活性化等に努めることにより、文化芸術の振興に積極的な役割を果たします。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会を構成する一員として、その保有する資源を活用し、地域の文化芸術活動の活性化等に努め、文化芸術の振興に積極的な役割を果たします。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市の歴史、風土等地域の特性をふまえて文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。 ・市民・文化芸術団体・学校・事業者等の連携を支援したり、協働で文化推進に取り組むとともに、観光、まちづくり、福祉、教育、産業、多文化共生、その他の施策と連携を図ります。 ・文化芸術に関する施策を推進するとともに、遊びや憩いの機会が創出されるよう努めます。 ・文化芸術に関し、調査、研究、記録、保存及び発信に努めます。



◆ 市内の主な文化施設の役割

文化会館	地域にねがす親しみとにぎわいの会館として、鑑賞・参加・創造・連携など文化芸術活動の拠所となり、芸術文化の推進と共生社会の実現に寄与する
リリオ・コンサートホール	音響機能を活かし、臨場感ある各種コンサート、イベント、会議などの利用を図り、文化芸術の推進、まちづくりに寄与する
歴史民俗資料館	郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料の保存と活用を図り、知立の歴史・文化財を大切にすまちづくりに寄与する
中央公民館	生涯学習に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進などを図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する

第4章 施策

基本施策Ⅰ だれもが鑑賞・参加・創造できる環境づくり

1-1 鑑賞・体験の機会づくり

年齢や障がいの有無や国籍にかかわらず文化芸術を体験し、親しむことができるように、気軽に文化芸術にふれる機会をつくります。また、市民の多様化・高度化するニーズに対応するため、文化会館、リリオ・コンサートホールなどで本格的な作品や多様な分野を鑑賞する機会をつくります。その際には、より深い作品の理解を導くために解説をしたり説明資料をつくるなどの工夫をします。このような取組の中で、知立市の特色を生かした事業を企画します。

① 気軽に文化芸術にふれる機会づくり

親しみのあるテーマの公演や講演会、初めて鑑賞する人を想定した公演、ワンコインコンサート、ロビーやまちの中でコンサートや展示、季節別の芸術や歴史にまつわるウォーキングイベントの開催、呈茶などを行います。

② 良質な作品の鑑賞機会の提供

文化会館、リリオ・コンサートホールなどで、音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、芸能、美術など様々な分野の質の高い作品を鑑賞する機会を提供します。

③ ポップカルチャー・メディア芸術など新たな分野の鑑賞機会の提供

映像、アニメ、漫画、J-POP、パフォーマンス、お笑い、現代アートなど、新しい分野や若い世代が関心のある分野の作品を鑑賞・体験できる機会をつくります。

④ より深く鑑賞するための講座などの開催

解説付きやアフタートークのある公演、資料やWebでの作品説明、ワークショップの実施など、アーティストや作品をより深く学ぶことができる機会をつくります。

⑤ アートのあるまちづくり

「彫刻のある風景づくり推進計画」に基づき、文化会館エントランスロードでの野外彫刻プロムナード展の開催、文化会館～知立駅～リリオを結ぶ野外彫刻プロムナードの維持管理と整備などを行います。彫刻のあるまちづくりを継承・発展させ、まちのあちらこちらにアートを感じられるまちづくりに取り組みます。

⑥ 特色ある文化芸術事業の展開

知立市出身や在住アーティストの公演やワークショップ、知立の歴史や伝統芸能にまつわる公演、文化会館の充実した設備、リリオ・コンサートホールのマリンバなど施設の特徴を活かした公演など、特色づくりに取り組みます。

1-2 創作・発表の機会づくり

文化芸術関連の各種講座や、敷居を下げた体験の機会をつくり、活動のきっかけをつくります。参加者には、継続的な活動を働きかけ、文化施設や文化協会と連携しながら、グループ活動を支援します。スキルアップの機会をつくるとともに、活動の成果を発表し、様々な人と出会って交流する機会をつくります。

<p>① 文化芸術関連の各種講座の実施</p> <p>文化会館、文化広場、公民館等での各種講座を開催します。文化協会やカルチャーセンター等の講座も含めて、市内での様々な講座の情報を提供します。この中で、講座終了後にグループ活動に結びつく働きかけを行います。</p>
<p>② グループ活動の支援</p> <p>文化協会等を通じて、情報発信、施設利用料の助成、活動相談等を行い、グループ活動を支援します。また、サークル活動等の体験フェアを開催するなど、メンバーの募集についても支援を行います。</p>
<p>③ スキルアップの支援</p> <p>アーティストや専門家から、活動経験者を対象とした少人数のワークショップやレッスンなどを行い、スキルアップを支援します。</p>
<p>④ 発表・交流の機会づくり</p> <p>市美術展、しみん芸術祭、市民文化のつどい、市民茶会などを、文化協会等と協働で実施します。また、生涯学習フェスティバル、演劇フェスティバル、ロックフェスティバル、いけ花諸流展、公民館での発表会など利用者が一堂に会した発表の場を、関係団体と協働でつくります。</p>

1-3 文化芸術作品の創造

市民が文化芸術作品の創造に参加する機会をつくり、市の文化芸術の創造基盤の充実を図ります。また、県内外のアーティストと連携しながら、独創性のある新たな文化芸術作品の創造と発信に取り組み、わが国における文化芸術創造の一翼を担います。

<p>① 市民参加の作品創造</p> <p>市民参加型の作品創造、パティオちりゅう少年少女合唱団、パティオシアター合唱団など、音楽・演劇・舞踊等の作品の創造に取り組みます。</p>
<p>② オリジナルの文化芸術作品の創造</p> <p>登録アーティストや県内外のアーティストと連携しながら、オリジナルの舞台芸術や美術作品の創造に取り組みます。</p>

1-4 共生社会の実現

幼稚園・保育園・小中学校に芸術家等を派遣するなど、子どもの頃から文化芸術にふれる機会をつくります。また、高齢者の余暇の充実や生きがいづくりにつながる講座の開催や相談に対応します。だれもが文化芸術を享受し、創造していくことができるように、また、文化芸術を通じて、自己肯定感を再確認したり、地域での居場所を見つけたり、人とのつながりを生むことができるように、障がい者、外国人市民、困難を有する人などを対象とした事業に取り組みます。その際、新たなコミュニケーション技術の活用を図ります。

① 就学前児童の親子を対象とした公演

「おやこ DE パティオ」など未就園児を対象とした公演、親子室での鑑賞や託児付きの事業を行います。また、幼稚園・保育園等へ生の舞台芸術鑑賞や文化芸術体験の機会をつくります。

② 小中学生を対象とした鑑賞・体験の機会づくり

小中学校等で生の舞台芸術鑑賞や文化芸術体験の機会をつくります。また、音楽の授業等で生演奏が鑑賞できるように取り組みます。

③ 高齢者等が参加しやすい講座の開催・グループ活動の育成

福祉の里・生きがいセンターでの講座、高齢者教室など、高齢者が参加しやすい講座を開催し、生きがいや社会参加の場となるグループ活動の育成を図ります。また、医療機関や福祉施設などで生の文化芸術鑑賞や体験の機会をつくります。

④ 障がい者・外国人市民等が参加・体験しやすい機会づくり

ユニバーサルデザインの施設・設備の整備、様々な手段を利用した情報提供、障がい者を主な鑑賞者に想定した公演、様々な国籍の人が参加しやすいイベントの実施、外国語のパンフレットやチラシの作成・設置などを行います。

⑤ 文化芸術を通じた社会包摂への取組

困難を有する子ども・若者、社会生活に課題を抱える人などを対象に、人々が文化芸術の場に参加する機会を通じて、多様な価値観を尊重し、他者との相互理解が進むという社会包摂に向けた事業の情報収集・検討を行います。

基本施策2 歴史・文化財を大切にすまちづくり

2-1 歴史・文化財の保存

本市は、古くから鎌倉街道・東海道等の主要な街道が通り、江戸時代より宿場町「池鯉鮒」として栄えた歴史があり、地域の文化が育まれてきました。本市の歴史資産・文化財に関する調査を推進し、価値の高い資産については文化財として指定し保護するなど、適切な保存・活用を図ります。国指定重要無形民俗文化財でユネスコ無形文化遺産の「知立の山車文楽とからくり」をはじめ伝統芸能、伝統文化についての継承を支援します。また、歴史、文化、自然環境など本市の資源を後世に伝承するため、市史の編さんと活用を行います。

① 資料の収集・記録・保存

知立市にまつわる歴史、考古、民俗に関する調査や、資料収集・記録を行い、歴史民俗資料館等で保存します。

② 文化財の指定・保護

埋蔵文化財の発掘調査、新たな市の文化財の指定、文化財の管理・修復等への補助や支援を行います。

③ 山車文楽とからくりの活動・継承支援

知立山車連合保存会、知立山車文楽保存会、知立からくり保存会等の保存団体や地域と連携して民俗芸能の保存・普及活動や後継者育成を推進します。また、全国山・鉦・屋台保存連合会やあいち山車まつり日本一協議会と連携した技術支援や情報交換を行うとともに、市内外への情報発信、映像の記録等を行います。

④ 市史の編さんと活用

編さん委員会、編集委員会を開催するとともに、テーマ別に部会を設けながら、市史の編さんを行います。また、市史の活用を図るため、講演会や講座などを開催するとともに、資料の解説書の作成や電子データ化を進めます。

2-2 歴史・文化財の活用

知立の歴史・文化財の特徴や良さを市民が理解して、継承・活用していくことができるように、市民が子どもの頃から、知立の歴史・文化財への理解を深める様々な機会をつくります。「知立市歴史文化基本構想」で設定した歴史文化保存活用区域・重点地区を踏まえながら、歴史民俗資料館が拠点となって、展示・講座の開催や、市民団体の育成を図ります。文化会館、図書館、観光部局などにおいても、様々な市民へ学習・体験の機会をつくったり、歴史や文化財にまつわるイベントや情報発信を行います。

<p>① 学校における知立の歴史・文化財の学習</p> <p>小学生は、社会（まち探検や資料館への見学）や音楽（邦楽鑑賞）での授業、遠足（知立市の歴史的な名所）を通じて、中学生は文楽鑑賞体験などを通じて、知立の歴史・文化財を学習します。</p>
<p>② 歴史民俗資料館における展示</p> <p>知立の歴史、文化財、歴史民俗資料等の常設展示、企画展示、季節展示、ミニ企画展示、ロビー展示等を行います。常設展においては、知立市の歴史的な特色を紹介するコーナーを設け、展示資料の入れ替え等を実施します。</p>
<p>③ 歴史・文化財・民俗に関する講座</p> <p>歴史、文化財、民俗資料等に関する郷土史講座、資料館講座などを開催します。</p>
<p>④ 歴史民俗資料館と図書館との共同イベント</p> <p>図書館・資料館まつりの同時開催、資料館の企画展示等に関連する図書コーナーの設置など資料館と図書館の連携を図ります。</p>
<p>⑤ まちの中の文化財等の案内の充実</p> <p>まちの中における景観に調和したわかりやすい案内板の設置、ICT技術を利用した歴史・文化財・芸術等の案内・解説システムの設置などを行います。</p>
<p>⑥ 歴史・文化財を活かしたまつり・観光の推進</p> <p>知立まつりのPRを行うとともに、史跡八橋かきつばたまつり、知立公園花しょうぶまつり、知立よいとこ祭りなど、本市の文化資源を活かしたイベントの開催をします。また、東海道の松並木を活かした活動、市内の歴史的資源などをまわるウォーキングイベントを市民と協働で開催します。</p>
<p>⑦ 新たな文化芸術資源の発見・活用</p> <p>知立市のまちなみ、近代化遺産、食文化等について再発見や調査研究を行うグループづくりとその運営を支援します。グループが収集した文化芸術資源や情報等については、市民への情報発信や観光等への活用を検討します。</p>

歴史文化保存活用区域・重点地区

知立神社と街道が育んだ文化の区域

- ◎知立神社地区
- ◎池鯉鮒宿跡地区
- ◎知立松並木地区
- ◎歌枕かきつばた地区

現代に生きる「弘法さん」の区域

猿渡川とともに流れる歴史の区域

注：◎が重点地区

資料：知立市歴史文化基本構想

基本施策3 文化芸術を支える基盤づくり

3-1 戦略的・効果的な文化施設の運営

「知る 育む 心を結ぶ 文化芸術を身近に感じるまちづくり」を実現するために、文化会館、歴史民俗資料館、中央公民館、知立文化広場、リリオ・コンサートホールなど、各施設のミッション（設置目的）や機能を活かして、市外の文化施設等との機能分担も含めて、戦略的・効果的な文化施設の運営を図ります。施設運営においては、市民にわかりやすく利用しやすい運営を図るとともに、安全性や快適性の確保に取り組みます。

① 利用しやすい施設運営

利用者アンケート等の結果をふまえながら、職員の適切な対応、利用者が使いやすい規定など利用しやすい施設運営に取り組みます。

② 国・県・財団・大学等との連携

国・財団等の助成制度等を活用し、財源の多様化に取り組み、事業内容の充実を図ります。また、全国の文化施設のネットワーク、県・近隣の大学や文化芸術系の大学、近隣の文化施設との連携により、良質な鑑賞機会の提供や多様な展開を図ります。

③ 安全な施設運営と新しい生活様式への対応

施設における事故を防止し安全な施設運営のために、作業の安全性の確保、日常的・定期的な点検、危機管理体制づくり、利用者参加型の訓練等に取り組みます。また、感染症対策として新しい生活様式をふまえた運営を研究します。

④ 予防保全型の計画的な修繕

知立市公共施設等総合管理計画等に基づき、傷みがひどくなる前に修理する予防保全型の計画的な修繕による施設の長寿命化を図るとともに、利用状況や最新の機能をふまえた設備更新を行います。

3-2 文化芸術情報の収集・記録・発信、相談対応

文化芸術(活動)については文化会館、歴史・文化財については歴史民俗資料館が中心となり、文化芸術情報を収集・記録・整理し、市民に提供します。提供にあたっては、広報、情報誌、チラシ、Webなど多様な方法を用います。また、市内の主な文化施設・団体が連携をして、情報発信・事業展開・相談対応などを行います。また、様々な技術の進展に対応できるように、情報機器やアプリケーション等の見直しや更新を図ります。

① 広報紙の活用

「広報ちりゅう」に文化芸術イベント等を掲載します。「広報ちりゅう」は市のHPにも掲載します。

② 情報誌・チラシの作成・配布

文化情報誌「パティオ」、生涯学習ガイドブック、歴史民俗資料館のイベント一覧、

個々の公演や展示・イベントのチラシなどを作成し、配布・掲示します。配布・掲示にあたっては、文化施設はもとより、目的に応じて、市内公共施設、商業施設、公共交通機関などで行います。

③ Web を利用した情報発信

市・文化協会・文化会館等のHPを利用して市の文化芸術情報の発信を行います。また、SNSを活用し、きめ細やかな情報発信に取り組みます。

④ 公演・文化財等のデジタル情報の収集・活用

登録アーティスト、市内の公演やイベント、文化財などをデジタル情報として収集・整理し、情報発信を進めます。

⑤ 連携による情報発信・相談対応

市、文化会館、リリオ・コンサートホール、歴史民俗資料館、中央公民館、文化協会間で、定期的に情報交換を図り、事業の企画運営、相談への的確な対応、一元的な情報発信などを行います。市外の文化情報に関しても可能な限り収集・発信等に取り組みます。また、分野別の相談担当を設定するなど、効果的に相談に対応します。

3-3 人材の育成

市内や近隣で活動する新進芸術家が才能を開花させていくために、公演や作品制作の発表の支援を行います。また、事業の企画制作、市民の文化芸術活動の支援、芸術創造や地域共生などに資する職員の配置・育成を行います。事業や施設の運営に協力・参画する市民ボランティア等を募集し、充実した活動に向けて支援をします。市の文化芸術の発展に貢献した個人や団体に対しては、文化協会を通じて表彰をします。

① 地域の新進芸術家の育成

フレッシュコンサートなど地元出身の若手アーティストの公演や作品制作の発表の支援を行います。

② 文化施設の職員等の育成

事業企画、広報、舞台技術、文化財（学芸員）など、専門的な職員の育成を図るため、人材の配置、スキルアップ支援に取り組みます。また、接遇研修などを行い、窓口での的確な対応力を養います。

③ 市民ボランティアの育成

パティオ・ウェーブ、ヤング・パティオウェーブ、観光ガイドボランティアなど、市民の有志の活動を支援します。

④ 次代人材の育成

文化会館、歴史民俗資料館等において、学校からの見学・職業体験・実習、市職員や教職員の研修・見学等に対応します。

⑤ 表彰

文化協会を通じて、市の文化芸術の発展や振興に貢献した個人や団体に、その功績を讃え表彰をします。

第5章 重点施策

重点Ⅰ 子どもが様々な文化芸術に親しむことができるまち

本市では、「知立市子ども条例」に基づき「子どもにやさしい、夢を育むことのできるまちの実現」を目指しています。文化芸術は、美しさなどへの感性を養い、他者の気持ちを理解したり想像することを促し、新しいものを生み出していく創造力の源泉となり、地域に対する愛着を形成していくなど様々な力があります。また、親子での文化芸術体験の機会を提供することは、親と子の共通の思い出をつくるだけでなく、同世代とのつながりをつくったり、子育ての中でほっと一息する時間をつくるなど、子育て支援につながります。

子どもの文化芸術体験の有無については、家庭により大きく左右されることもあり、本市では、幼稚園・保育園・小中学校で生の舞台芸術鑑賞や文化芸術体験の機会をつくり、中学3年生への文楽鑑賞公演を行うなど、すべての子どもが様々な文化芸術を体験できる機会づくりに力を入れてきました。また、文化会館において、0歳から鑑賞できるコンサート、「おやこ DE パティオ」など未就園児から気軽に参加できる体験・鑑賞の機会をつくってきました。

次代の知立を担う子どもたちが、芸術家や作品に直接ふれ、楽しむ中で、豊かな人間性・社会性・創造力を育むことができるように、引き続き、公演、ワークショップ、展示会等を開催し、文化に親しむことができる機会の充実を図ります。

【展開例】

- 0歳から鑑賞できるコンサート
- 未就園児対象の文化芸術を通じた居場所づくり、子育て支援
- 親子の来場を想定した公演
- 「パティオ DE 夏休み」など子ども向けのアートフェスティバル
- 幼稚園・保育園・小中学校へのアーティストの訪問・公演
- 中学3年生への文楽鑑賞公演
- 子ども向けの合唱団や講座等の実施
- 中学生・高校生を対象とした公開リハーサル、レッスン、ワークショップなど
- 知立市小学校音楽会の実施
- 小中学校での伝統芸能・伝統文化等の体験学習〔創作・邦楽・茶華道等〕
- 小中学生美術展の実施
- 「市民文化のつどい」での美術・創作・茶華道体験の実施
- 文化広場（八橋庵）・文化会館（知心庵）での茶道体験の実施
- 文化施設の見学・職場体験の受け入れ
- 歴史民俗資料館での親子の利用を想定したイベント
- 子どもを対象とした文化講座

重点 2

「知立の山車文楽とからくり」の継承・活用

「知立の山車文楽とからくり」は江戸時代から伝わる伝統芸能で、隔年で開催される知立まつりの本祭で奉納上演されます。国の重要無形民俗文化財に指定されており、2016年（平成28年）にはユネスコ無形文化遺産に登録されるなど、本市を代表する文化財です。同時に知立まつりは、間祭も含めて本市の代表的な観光資源でもあります。

文楽（三人遣いの人形浄瑠璃芝居）は各地で上演されていますが、山車の上で上演しているものは全国でも「知立山車文楽」だけです。また、知立のからくりは、浄瑠璃にあわせて、からくりだけで物語を上演する大変めずらしいものです。山車文楽とからくりは多くの関係者の努力で継承されていますが、地域や社会の変化、少子高齢社会の進展により、存続を危惧する声も聞かれます。

このような貴重な文化財の継承と活用を図るために、地元保存会と連携して、市内での公演、学校訪問、イベントへの参加など、より多くの市民の理解を広げ、その理解を深めるとともに、語り・三味線・人形遣いを担う後継者の育成を図ります。また、国内外での公演、同様の文化財を有する自治体との交流を支援するとともに、このような活動について、映像等を含めた記録を進め、保存・活用を図ります。

【展開例】

- 保存会の市内での公演
- 保存会の国内外への公演・交流の支援
- 保存会と協働した市民向けの体験事業
- 語り・三味線・人形を学ぶ講座
- 文化会館における文楽や人形浄瑠璃に関する鑑賞機会の提供
- 歴史民俗資料館における山車文楽とからくりに関する展示、企画展の開催
- 図書館における知立の歴史や文化財に関するテーマ展示
- まつりや公演の映像の記録・Webを利用した情報発信
- 山車文楽・からくりをテーマとした美術・映像作品やマンガ解説等の制作・公募展等
- 全国の浄瑠璃団体や文楽協会との交流
- 全国山・鉾・屋台保存連合会と連携した情報発信・交流
- 中学校の部活動での文楽の実施

重点3 障がい者の文化活動の機会の充実

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が2018年（平成30年）に制定され、障がいの有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障がい者による文化芸術活動を幅広く促進することが求められています。

この法律は、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ること、また、地域における障がいへの理解が進み、誰もがお互いを尊重し合う豊かな地域社会の基盤が生まれることを目的としています。

本市では、障がい者団体等が協力して運営する文化芸術の体験・発表・交流フェスティバル、文化会館で行われるバリアフリー演劇、福祉施設における作品創造の機会づくりなど、障がい者の鑑賞・創造・発表の機会が生まれつつあります。

障がいの種別や特性の違いにかかわらず、いかなる障がい者でも、幼少期から生涯にわたり、美術、音楽、演劇、舞踊など、多様な文化芸術を体験・鑑賞する機会をつくるとともに、創造・発表する環境づくりに取り組みます。このような取組が広がり、継続的に実施されるように、障がい者本人、文化施設・福祉施設・学校の職員、介護者それぞれが、活動や支援の方法を学ぶ機会の充実を図ります。また、障がい特性に応じて、手話、音声、文字やICT技術を活用するなど様々な手段による情報提供を行います。

【展開例】

- 障がい特性に配慮したバリアフリー舞台作品の公演
- 美術、映画、文化財など多様な分野の鑑賞・学習機会の提供
- 障がい特性に応じた特別支援学級・団体・グループ別の文化芸術体験方法の研究
- 「草の根フェスティバル」など当事者団体による文化芸術イベントの支援
- 印刷物やHPを作成する際に、デザインの配慮や読み上げ機能の活用
- 文化事業や講座等での接遇や合理的配慮を検討するワーキンググループの設置・運営
- 障がい者も参加して行う避難訓練コンサート等

重点4

文化芸術を通じた多文化共生への試み

本市の外国人市民の人口は約5千人で、人口に占める割合は約7%と、愛知県内の市町村で有数の高さです。外国人市民の定住化や研修として滞在する市民の増加が進む中、誰もが住みやすい多文化共生のまちづくりが求められています。知立市多文化共生推進プランでは、国籍や民族などの違いにかかわらず、全ての市民の人権が尊重され、一人ひとりの個性が大切にされ、日本人も外国人も地域に暮らす市民として、ともに安心して生活できる、幅広い視野と人間味あふれる地域社会を目指すことを基本理念として掲げています。

「芸術に国境はない」といわれるように、文化芸術は言葉などの壁を越えて、人の心に届く力があります。また、一人ひとりが大切に考えていることの違いを認識したり、共通の価値観を見出したりする機会をつくることができます。本市では、これまで国際交流協会により、料理教室など外国文化の交流会や、ゆかたパーティなど日本文化体験会が開催され、文化芸術を通じた交流が取り組まれてきました。

まずは、外国人市民の文化芸術活動の現状やニーズを把握し、それを踏まえながら、文化芸術活動のきっかけづくりや、アートのコミュニケーション力を媒介とした多文化共生の地域づくりに取り組みます。文化芸術を通じた多文化共生について、試行を繰り返しながら、知立市にあった事業を形作っていきます。

【展開例】

- 国際交流に関するイベントの開催、「知立よいとこ祭り」への参加支援
- 知立団地等での外国人市民向けの文化芸術に関する講座の実施
- 外国人市民向けの様々な国籍の人が参加した作品制作
- 多文化理解・多文化共生に関するワークショップの開催
- 学校における国際理解・多文化共生教育の推進
- 食文化、ファッション、音楽などを通じた多様な文化体験の機会づくり
- 外国人市民の親子が、日本文化を体験する機会づくり
- 国際的な文化芸術作品の鑑賞機会づくり
- 外国人市民の文化活動状況調査の実施
- 文化芸術情報・作品の多言語での提供

重点5 多様な情報発信

本市では、「広報ちりゅう」への文化事業の掲載、文化情報誌「パティオ」、生涯学習ガイドブックの発行、イベントや公演ごとのチラシを作成し、その情報をHPへ掲載するなど、市民に文化芸術情報の提供を行ってきました。

ただし、市民アンケート結果では、年齢が若い世代や文化芸術への関心が低い市民をはじめ情報が十分に届いていないという課題が明らかになりました。

このため、公演やイベントの目的から主に届けたい対象者を設定し、その対象者に届きやすい方法で情報発信を行います。例えば、関心のない人や活動していない人に対しては、「広報ちりゅう」への掲載、文化施設以外のまちの中やロビーでの情報発信、テレビ・ラジオ等のパブリシティの活用、市のマスコットキャラクター「ちりゅっぴ」と連携した情報発信、イベントへのブース出展など、文化施設の外での情報発信に取り組みます。また、スマートフォン・タブレットの普及やネット配信の拡大に対応し、知立市の文化芸術情報を発信・共有できる場を増やしていきます。このように、多様な手段で情報発信を行い、市民に文化芸術情報を的確に届けていきます。

【展開例】

- 「広報ちりゅう」、知立市公式 LINE アカウントへの文化事業の掲載
- 情報誌等でQRコード等を用いた市民の文化活動の紹介
- 市の文化芸術イベントのチラシの小中学校での配布
- 来場者の想定をふまえた他市の文化施設等へのチラシの配布
- 市内の様々な活動が確認できるイベントカレンダー、文化芸術団体・グループを紹介するHPの作成
- 歴史や文化財に関するHPの充実
- 観光協会や文化会館と知立市が連携した SNS の充実
- 画像・動画配信コンテンツの充実
- ICT を利用した歴史・文化財・芸術等の案内・解説システムの導入
- 市内の文化芸術団体や民間事業者と連携した PR・体験イベントの実施ならびに情報交換の実施
- 公共施設のロビー、商業施設・駅などの活用
- テレビ・ラジオなどパブリシティの活用
- 「福祉健康まつり」等のイベント等にブース出展、ちりゅっぴと連携した情報発信
- 高齢者や障がい者にやさしい情報発信の充実

第6章 推進と評価

1 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたっては、行政として取り組みを進めるとともに、市民・文化芸術団体・事業者・文化施設・学校等との協働による取り組みが必要です。このため、市、文化会館、リリオ・コンサートホール、歴史民俗資料館、中央公民館、文化協会間で、定期的に情報交換を図り、連携を進めます。また、文化芸術推進会議で取組の成果や課題を確認し、より効果的な進め方について検討します。重点施策の展開を図るために、専門家・関係者・市民を交えた検討の機会を柔軟に設定します。

文化芸術推進会議	計画の成果や課題を確認し、推進方策を検討 【委員】市民、関係団体、有識者等
文化芸術連絡会議	情報交換、各種事業・相談の調整・連携 【構成員】市、文化会館、リリオ・コンサートホール、歴史民俗資料館、中央公民館、文化協会
重点施策部会	必要に応じて、多文化共生や多様な情報発信など重点施策における、市の現状に関する情報共有、取組の方向性の検討、推進のアイデアなどを話し合う場 【想定参加者】市（担当課）、担当文化施設、専門家、関係団体、当事者、市民

2 推進状況の確認と改善

「第4章 施策」と「第5章 重点施策」については、推進状況の確認と改善の検討を毎年度実施します。「第4章 施策」については「施策の進捗確認シート」と「文化芸術施設の概況シート」を作成します。「第5章 重点施策」については「重点施策の確認・改善シート」を作成します。シートを整理する中で、担当者・担当課が施策の振り返りを行うとともに、文化芸術推進会議等での話し合いに活用します。シートの作成にあたっては、業務負担が過度にならないようにするとともに、推進方策を検討することが主目的であるため、推進が難しい背景等を課題として記載します。課題があるので主担当課の対応に問題があったと非難するものではなく、どのような工夫や協力体制を築けば次の一歩が踏み出せるかを考えるツールとして位置づけます。

また、計画の5年目の中間年には、市民アンケート調査を再度行い、その結果や統計データから評価指標の動きを確認します。

【施策の進捗確認シート】

計画全体の進捗状況を概観します。

	施策数	実施	一部実施	未実施	その他
1-1 鑑賞・体験の機会づくり					
1-2 創作・発表の機会づくり					
1-3 文化芸術作品の創造					
1-4 共生社会の実現					
2-1 歴史・文化財の保存					
...					

【文化芸術施設の概況シート】

文化会館、歴史民俗資料館については、施設運営の概況を整理します。事業や利用者数を確認することはもとより、その前提となる運営体制や、前年度の成果と課題、本計画の推進に向けて、どのようなことに取り組んでいくのかを整理します。

ミッション (設置目的)	
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・運営主体 ・職員体制 ・予算（総収入）
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・開館日数 ・延入館者数 ・稼働率（貸館部分）
事業概要	
計画の重点 施策	<ul style="list-style-type: none"> ・実施状況 ・成果 ・課題
前年度に特 に工夫をし たこと	
今年度の取 組・課題	

【重点施策の確認・改善シート】

重点施策は当面、5年間での取り組みを想定しており、年々、工夫をしながら充実させていきます。このため、評価については、新たに始めること、試しに実施してみること、対象者の拡大を図ること、内容を充実させること、また、各機関からの協力を得て進めていくことなど、施策の推進の視点から担当課が考え、推進会議などで検討し、協働するためのツールです。

重点施策名	
展開例の進捗	
前年度の新たな取組・工夫・課題	
今年度の新たな取組や改善点	
各機関から協力を得たいこと	

【中期評価指標】

中期評価指標は、計画の進捗について計画改定時に確認するため成果（アウトカム）に着目して設定しています。年齢別の箇所については、30～39歳は新たに知立に家庭を持ったり居を構える方に知立市の文化芸術を体験し理解していただくこと、また、60～69歳は文化芸術を通じて、社会参加や健康づくりにつながっていく効果を重視して設定しています。

指標		現状値	目標	
全 体	知立市を「文化的である」「どちらかといえば文化的である」と感じる人の割合	31.4%		
	文化芸術に「とても関心がある」「どちらかといえば関心がある」人の割合	59.2%		
基本 施策 1	だれもが鑑賞・参加・創造できる環境づくり	文化会館のコンサートや公演「見たことがある」(30～39歳)人の割合	全体 42.2% 30～39歳 22.8%	
		1年間に創作・練習・発表などの文化活動に参加している人の割合	全体 29.4% 60～69歳 31.4%	
		しみん芸術祭を「見たことがある」人の割合	全体 19.3% 30～39歳 7.6%	
基本 施策 2	ちづくり 大切に する ま 歴史・文化財を	歴史民俗資料館の年間入館者数	23,028人 (H30年度)	
		知立の山車文楽とからくりを「見たことがある」人の割合	全体 60.0% 30～39歳 39.1%	
基本 施策 3	文化芸術を支える 基盤づくり	文化芸術がまちづくりや福祉・教育に活用されているについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合	31.0%	
		イベント・コンサート・発表会など様々な文化芸術情報が入手しやすいについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合	37.0%	

資料編

資料 I	策定体制
-------------	-------------

I	策定経緯
----------	-------------

日 程	内 容
2019年9月～ 2020年3月	関係団体・関係課ヒアリング
2019年10月 25日	第1回文化芸術推進基本計画策定部会 ・基本計画について ・アンケート
11月27日	第1回文化芸術推進会議 ・基本計画について ・アンケート
2020年1月	市民アンケートの実施
4月	第2回文化芸術推進基本計画策定部会（書面開催） ・現状と課題
4月	第2回文化芸術推進会議（書面開催） ・現状と課題
6月18日	第3回文化芸術推進基本計画策定部会 ・計画の骨子
6月24日	第3回文化芸術推進会議 ・計画の骨子
8月18日	第4回文化芸術推進基本計画策定部会 ・計画案
9月2日	第4回文化芸術推進会議 ・計画案
12月7日～ 2021年1月6日	パブリック・コメント制度に基づく意見募集
1月14日	第5回文化芸術推進会議 ・パブリック・コメント結果

2 文化芸術推進会議等

○知立市文化芸術推進会議規則

平成31年3月20日教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、知立市文化芸術基本条例（平成30年知立市条例第19号）第18条第6項の規定に基づき、知立市文化芸術推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 推進会議に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 推進会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 会長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、教育部文化課において処理をする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

○文化芸術推進会議委員等名簿

敬称略。順不同

名前	所属等
清水 裕之 (会長)	学識経験者
宇納 一公 (副会長)	学識経験者
薫田 八郎	知立市文化協会
戸谷田 知成	一般財団法人ちりゅう芸術創造協会
三宅 隆弘	知立まちづくり株式会社
橘 玲子	パティオ・ウェーブ
三浦 啓作	知立市小中学校長会
依田 由加	学校法人知立学園
永井 淳子	知立障がいフォーラム「リングC」
稲垣 英男	知立市老人クラブ連合会
藤澤 幸兄	知立市商工会
村石 正枝	市民（知立市国際交流協会）
川上 陽子	市民（パティオ登録アーティスト）
David Hunt	市民（知立市英語指導助手）
岡松 良典	市民

○文化芸術推進基本計画策定部会委員

教育部長、協働推進課長、福祉課長、経済課長、都市計画課長、
学校教育課長、生涯学習スポーツ課長、（事務局）文化課

資料 2	法律・条例
------	-------

1	知立市文化芸術基本条例
---	-------------

平成30年3月26日条例第19号

改正 平成31年3月20日条例第18号

私たちのまち知立市は、いにしえからの豊かな歴史と文化を築き育む風土を大切に受け継いできました。

在原業平や松尾芭蕉が歌に詠み、尾形光琳が描いた燕子花図屏風で知られる八橋のかきつばた。歌川広重が描いた馬市の名残を残す東海道の松並木。明治神宮から御下賜された知立公園の花しょうぶ。そして、ユネスコ無形文化遺産に登録された知立祭りの山車文楽とからくり。これらは知立市の宝であり、先人たちが大切に守り育ててきた文化芸術活動のたまものです。

これら受け継がれてきた文化芸術と、新たに生まれる文化芸術が混ざり合い、私たちのまちは形作られています。

文化芸術を自由に創造し、享受することは、人々の生活に楽しみや潤い、精神的な豊かさや活力をもたらすとともに、人々をつなげ、連携させる力があります。この文化芸術の持つ力は、産業、観光、教育、福祉の発展、コミュニティづくり、多文化共生の促進など幅広い分野において重要な役割を担うものであり、住みよく活力あるまちづくりのためにはなくてはならないものです。

私たちは、文化芸術の価値を認識し、様々な文化芸術を受け継ぎ、発展させるとともに、新たな文化芸術の創造と普及を総合的かつ計画的に進めることにより、一人ひとりが文化芸術とともに生きる豊かな地域社会の形成を目指し、ここに条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術に関する施策に関し、その基本理念を定め、並びに市民、文化芸術団体、学校及び事業者（以下「市民等」という。）並びに市の役割を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな市民生活と活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化芸術 文化芸術基本法（平成13年法律第148号。以下「法」という。）第8条から第13条までに規定する振興その他の施策の対象となる文化芸術その他これらに類するものをいう。
- (2) 市民 次に掲げる者をいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内の事業所等に勤務する個人

ウ 市内の学校に在学する個人

エ 市内において、文化芸術に関する創造的活動、文化芸術を支援する活動その他の文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う個人

(3) 文化芸術団体 市内において、文化芸術活動を行う法人その他の団体及びその連合体をいう。

(4) 学校 市内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他学校教育に類する教育を行う教育施設をいう。）をいう。

(5) 事業者 市内に事業所等を有する法人その他の団体及び個人をいう。

(6) 多文化共生 国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくことをいう。

（基本理念）

第3条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市民等の自主性及び創造性が十分に尊重され、市民等による多様な文化芸術活動が理解され、及び促進されるよう配慮されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、誰もが文化芸術を創造し、誰もが享受する、そのことが人の生まれながらの権利であることを踏まえ、全ての市民がその年齢、障害の有無、経済的な状況、国籍、民族等にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、歴史や風土の中で培われ、先人から引き継がれてきた文化芸術が保存され、及び記録され、並びに将来に継承されるよう配慮されなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市の内外に広く文化芸術が発信されるとともに、文化芸術を通じて交流が促進されるよう配慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校、文化芸術団体、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、広く市民等の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、福祉、教育、産業、多文化共生その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（市の役割）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市の歴史、風土等地域の特性を踏まえて文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、文化芸術に関する施策を推進するに当たり、必要に応じ、観光、まちづくり、福祉、教育、産業、多文化共生その他の施策と連携を図るものとする。

3 市は、文化芸術に関する施策を推進するとともに、遊びや憩いの機会が創出されるよう努めるものとする。

4 市は、文化芸術に関し、調査、研究、記録、保存及び発信に努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、文化芸術の果たす役割と自らがその担い手であることを認識するとともに、主体的にその活力と創意を生かして、広く文化芸術の創造及び発展に努めるものとする。

(文化芸術団体の役割)

第6条 文化芸術団体は、基本理念にのっとり、自主的かつ創造的に文化芸術活動を推進するとともに、文化芸術活動に参加する市民との協働により、文化芸術活動の充実に資するよう努めるものとする。

(学校の役割)

第7条 学校は、基本理念にのっとり、幼児、児童、生徒等が文化芸術活動を体験し、及び文化芸術に関する作品に触れる機会の充実に図り、並びに文化芸術を担う人材の育成、地域の文化芸術活動の活性化等に努めることにより、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会を構成する一員として、その保有する資源を活用し、地域の文化芸術活動の活性化等に努めることにより、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(基本計画)

第9条 教育委員会は、法第7条の2第1項の規定に基づき、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

(子どもの文化芸術活動への参加等の機会の確保)

第10条 市及び市民等は、次代を担う子どもの豊かな人間性を育むため、子どもが優れた文化芸術に触れ、及び創造的な文化芸術活動に参加する機会の確保に必要な取組を行うよう努めるものとする。

(高齢者、障害者等に対する文化芸術に関する施策の充実)

第11条 市及び市民等は、高齢者、障害者等が文化芸術に親しむとともに、自主的な文化芸術活動を行うことができるよう、必要な取組を行うよう努めるものとする。

(伝統的な文化芸術の保存等)

第12条 市及び市民等は、伝統的な文化芸術の保存及び継承並びに発展に努めるものとする。

(国際文化交流の推進等)

第13条 市及び市民等は、文化芸術活動を通じて、国際交流の推進に努めるものとする。

2 市及び市民等は、文化芸術活動を通じて、多文化共生の推進に努めるものとする。

(人材の育成)

第14条 市は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、文化芸術活動を支援する者その他の文化芸術を担う者の育成に努めるものとする。

(文化芸術に関する環境の整備と連携の強化)

第15条 市は、文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備を図るものとする。

2 市は、文化芸術に関し、市民等の連携の強化及び促進に資する施策の実施に努めるものとする。

(財政上の措置)

第 16 条 市は、文化芸術に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第 17 条 市は、文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(知立市文化芸術推進会議)

第 18 条 教育委員会の諮問に応じ、基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、法第 37 条の規定に基づき、知立市文化芸術推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、委員 15 人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 文化芸術団体を代表する者

(3) 福祉又は学校教育の関係者

(4) 市民

(5) その他教育委員会が必要と認める者

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任を妨げない。

6 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第 19 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月20日条例第18号）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(知立市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 知立市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年知立市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表中「

福祉体育館運営審議会委員

」を「

福祉体育館運営審議会委員

文化芸術推進会議委員

」に改める。

2 文化芸術基本法

平成13年12月7日号外法律第148号
最終改正 令和1年6月7日号外法律第26号

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重

されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画(以下「文化芸術推進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を

担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に

係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の

顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(文部科学省設置法の一部改正)

2 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二九年六月二三日法律第七三号〕

沿革

平成三〇年六月一三日号外法律第四七号〔障害者による文化芸術活動の推進に関する法律附則二項による改正〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(文部科学省設置法等の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」に改める。

一 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）第二十一条第一項第五号

二 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）第三条第三項

三 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律（平成十八年法律第九十七号）第二条第三項

四 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年法律第四十九号）前文第九項及び第一条

附 則〔平成三〇年六月八日法律第四二号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則〔平成三〇年六月一三日法律第四七号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔令和元年六月七日法律第二六号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

3 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

平成24年 6月27日号外法律第49号

最終改正 平成29年 6月23日号外法律第73号

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいえるべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきた

が、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術基本法(平成十三年法律第百四十八号)の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの(他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。)をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

(劇場、音楽堂等の事業)

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。

七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(実演芸術団体等の役割)

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家（以下「実演芸術団体等」という。）は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(国の役割)

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者（次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。）並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。

二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者（次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。）が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動

への支援を行うこと。

- 2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

(国際的な交流の促進)

第十一条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における実演芸術の振興)

第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の関心と理解の増進)

第十四条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(学校教育との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。
- 3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(後略)

4 音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律

平成6年11月25日号外法律第107号

(目的)

第一条 この法律は、音楽文化が明るく豊かな国民生活の形成並びに国際相互理解及び国際文化交流の促進に大きく資することにかんがみ、生涯学習の一環としての音楽学習に係る環境の整備に関する施策の基本等について定めることにより、我が国の音楽文化の振興を図り、もって世界文化の進歩及び国際平和に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「音楽文化」とは、音楽の創作及び演奏、音楽の鑑賞その他の音楽に係る国民娯楽、音楽に係る文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)に規定する文化財、出版及び著作権その他の著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)に規定する権利並びにこれらに関する国民の文化的生活向上のための活動をいう。

2 この法律において「音楽学習」とは、学校教育に係る学習、家庭教育に係る学習、社会教育に係る学習、文化活動その他の生涯学習の諸活動であつて、音楽に係るものをいう。

3 この法律において「学習環境」とは、音楽学習を行うために必要な施設(設備を含む。以下同じ。)等の物的条件、指導者、助言者等の人的条件その他円滑な音楽学習を行うための諸条件をいう。

(施策の方針)

第三条 国及び地方公共団体は、音楽文化の振興のための学習環境の整備を行うに当たっては、国民の間において行われる音楽に関する自発的な活動に協力しつつ、広く国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその個性に応じて音楽学習を行うことができるような諸条件の体系的な整備に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、音楽文化の振興のための学習環境の整備を行うに当たっては、幼児、少年、高齢者、障害者等に対し、必要な配慮をするものとする。

(地方公共団体の事業)

第四条 地方公共団体は、地域における音楽文化の振興のため、地域の実情を踏まえ、その自主的な判断によりおおむね次の各号に掲げる学習環境の整備等の事業を行うよう努めるものとする。

- 一 音楽の演奏及び鑑賞に係る行事を主催すること。
 - 二 音楽に係る社会教育のための講座を開設すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、音楽学習の機会の提供に関し必要な事業を行うこと。
 - 四 当該地方公共団体の設置する学校の教育に支障のない限り、その学校の施設を音楽学習のための住民の利用に供すること。
 - 五 音楽学習に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
 - 六 音楽学習に関する指導者及び助言者に対する研修を行うこと。
 - 七 音楽文化に関する調査研究を推進すること。
 - 八 音楽を通じた国際文化交流事業を行うこと。
- 2 地方公共団体は、前項に規定する事業を行うに当たっては、我が国の伝統音楽及び地域の特色ある音楽文化並びにこれらに関する音楽学習を振興するよう配慮するものとする。
- 3 国は、地方公共団体が第一項に規定する事業を行うに当たっては、必要な助言及び協力を行うよう努めるものとする。

(民間団体の行う事業の振興)

第五条 国は、音楽文化及び音楽学習の振興に資する事業を行う民間団体に対し、照会及び相談に応じ、並びに助言を行うことにより、当該事業の振興に努めるものとする。

(顕彰)

第六条 国及び地方公共団体は、音楽文化及び音楽学習の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(国際音楽の日)

第七条 国民の間に広く音楽についての関心と理解を深め、積極的に音楽学習を行う意欲を高揚するとともに、国際連合教育科学文化機関憲章（昭和二十六年条約第四号）の精神にのっとり音楽を通じた国際相互理解の促進に資する活動が行われるようにするため、国際音楽の日を設ける。

- 2 国際音楽の日は、十月一日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、国際音楽の日の趣旨の普及に努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

5 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

平成30年6月13日号外法律第47号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法（平成十三

年法律第百四十八号)及び障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動(文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。)の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。

(基本理念)

第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。

二 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。

三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等(以下「障害者の作品等」という。)の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。

2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 障害者による文化芸術活動の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 基本計画に定める前項第二号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

(文化芸術の鑑賞の機会の拡大)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設(劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一条において同じ。)を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の創造の機会の拡大)

第十条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の作品等の発表の機会の確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催し(障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。)の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の評価等)

第十二条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(権利保護の推進)

第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動を通じた交流の促進)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進するため、障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第一項の評価を担う専門家、前条の相談に応ずる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集等)

第十八条 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(関係者の連携協力)

第十九条 国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第四章 障害者文化芸術活動推進会議

第二十条 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構

成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

- 2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に関し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
(文化芸術振興基本法の一部を改正する法律の一部改正)
- 2 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

資料 3

アンケート調査

I 調査結果の概要

(1) 調査の目的

知立市文化芸術条例第9条に定める基本計画を策定するために、市民の文化芸術に関する現状・考えなどを把握する。

(2) 調査の設計

対象	市民 2,000 人
調査手法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和 2 年 1～2 月
回収	有効回収数 647 人 (32.4%)
設問	<ul style="list-style-type: none">・回答者の属性・知立市の文化芸術・文化会館について・歴史民俗資料館について・直接鑑賞・創作・練習など文化活動・文化活動の支援・文化芸術の推進について

(3) 報告書の見方

- ・比率はすべてパーセントで表し、小数点以下第 2 位を四捨五入して算出しました。そのためパーセントの合計が 100 にならないことがあります。
- ・基数となるべき実数は、n (number of case の略) として掲載しました。本文中の比率はすべて n を 100% として算出しています。
- ・本報告書の表、グラフ等の見出しおよび文書中での回答選択肢は、本来の意味を損なわない程度に省略して掲載している場合があります。
- ・クロス集計では、属性などが無回答について非掲載としているため、クロス集計の回答者数の合計が全体の回答者数を下回る場合があります。

(4) 調査結果のまとめ

○知立市の文化芸術

文化芸術への関心の有無について、「どちらかといえば関心がある」が46.2%と最も高く、次いで「あまり関心がない」が32.1%となっています。

知立市の文化芸術イベントや活動の認知度について、「知っており、見たことがある」をみると、「知立の山車文楽とからくり」(60.0%)、「彫刻のあるまちづくり」(51.6%)、「パティオ池鯉鮒でのコンサートや公演」(42.2%)の順に高くなっています。一方、「知らなかった」をみると、「知立市の出身や活動拠点のアーティストの公演」(39.1%)、「市民文化のつどい」(38.5%)が他と比べて高くなっています。

市内の文化芸術施設等の利用状況について、「10回以上行ったことがある」をみると、パティオ池鯉鮒(24.9%)と中央公民館(24.7%)が高くなっています。「知らなかった」については、市内の茶室(41.1%)で高くなっています。

○文化会館（パティオ池鯉鮒）について

文化会館の認知度について、「コンサートや公演」は91.3%、「子どもや親子向けのイベントや公演」は79.6%、「イルミネーション」は69.9%、「ホームページ」は61.7%と総じて高くなっています。

文化会館に「行ったことがある」市民は80.4%となっています。

訪問目的について、「知り合いの人の発表会や作品をみるため」(57.3%)、「芸術家のコンサートや演劇・展示等をみるため」(52.1%)、「学校・職場・地域等の行事・会合」(41.9%)が高くなっています。

催し等の内容、職員の対応、施設・設備ともに「まあ良い」の割合が最も高くなっています。

○歴史民俗資料館について

歴史や民俗に関する認知度について、「歴史民俗資料館での企画展」は71.4%、「知立の山車文楽とからくり」は88.4%となっています。

歴史民俗資料館に「行ったことがある」市民は58.2%となっています。

訪問目的について、「図書館のついでに、何となく」が62.3%と最も高く、次いで「展示や企画展等に関心があったから」が44.8%となっています。

展示や資料の内容、職員の対応、施設・設備ともに「まあ良い」の割合が最も高くなっています。

○直接鑑賞について

文化芸術の直接鑑賞の頻度について、「年に数回」が49.6%と最も高く、次いで「ほとんど行かない」が38.0%となっています。

鑑賞分野について、「音楽」(39.7%)、「映画」(36.2%)、「美術」(31.5%)の順に高くなっています。

鑑賞の場所について、「知立市内では、ほとんどしない」が48.7%と最も高く、次いで「時々、知立市内」が23.6%と市外が多くなっています。市外の鑑賞の場について、「名古屋市」「近隣の市」などがあげられています。

直接鑑賞する上で困ることとして、「仕事・家事・勉強等で時間がない」(28.6%)、「お金が高い」(25.8%)、「気に入った内容のものがない」(25.5%)、「きっかけがない」(22.3%)、「場所が遠い」(18.2%)の順に高くなっています。

○創作・練習など文化活動

現在、活動している分野について、「音楽」が15.5%と最も高く、次いで「美術」が10.5%となっています。今後、活動してみたい分野について、「美術」が22.6%と最も高く、次いで「生活文化」15.3%、「音楽」が14.8%となっています。

文化活動をする上で困ることとして、「仕事・家事・勉強等で時間がない」(30.6%)、「きっかけがない」(30.1%)が高くなっています。

○文化活動の支援

過去1年間の文化活動の支援の経験について、「特にない」が82.4%で、「地域の祭や文化活動を支援する活動や寄付」が8.5%となっています。

○文化芸術の推進について

知立市の文化芸術環境について、「伝統や歴史豊かな郷土文化が継承されている」と「鑑賞したり、活動するための文化施設がある」は比較的評価が高く、「練習・創作など文化活動がしやすい」「文化芸術がまちづくりや福祉・教育などに活用されている」は他の項目と比べて評価が低くなっています。

知立市が「文化的なまち」と感じるかどうかについて、「どちらともいえない」が35.1%と最も高く、次いで「どちらかといえば文化的であると感じる」が26.0%となっています。

文化芸術振興に取り組むにあたり力を入れるべきこととして、「子どもが文化芸術を体験できる」(32.5%)、「いろいろな分野の鑑賞や活動ができる」(27.8%)、「質の高い公演・展示等の鑑賞ができる」(27.7%)、「昔からある郷土芸能や文化財が継承される」(26.1%)、「わかりやすく説明してもらえたり、実際に体験できる」(24.6%)となっています。

文化芸術を活かす分野として、「まちづくり」が53.2%と最も高く、次いで「子どもの教育」が47.4%、「観光」が36.3%となっています。

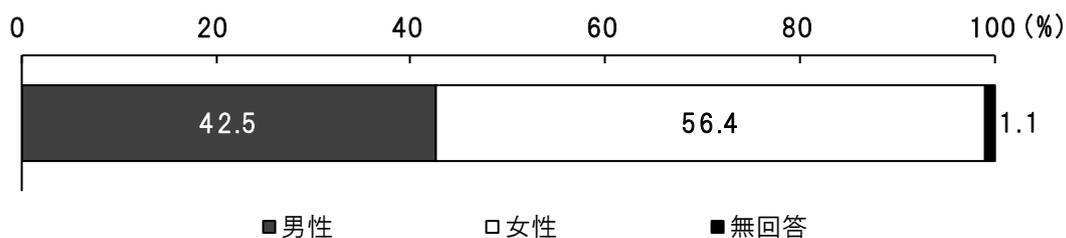
2 市民アンケート結果

(1) 回答者自身のことについて

①性別

n=647

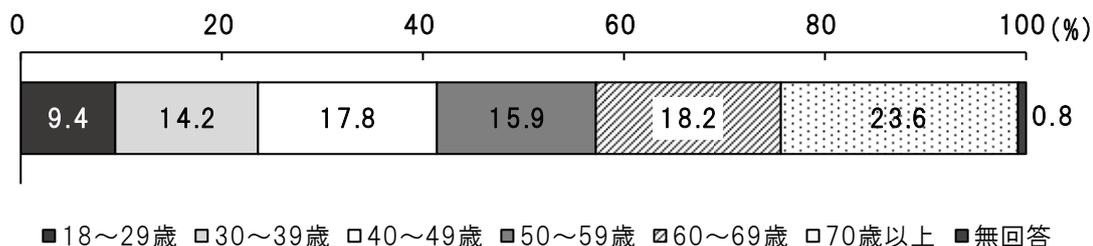
回答者は、「女性」が56.4%、「男性」が42.5%です。



②年齢

n=647

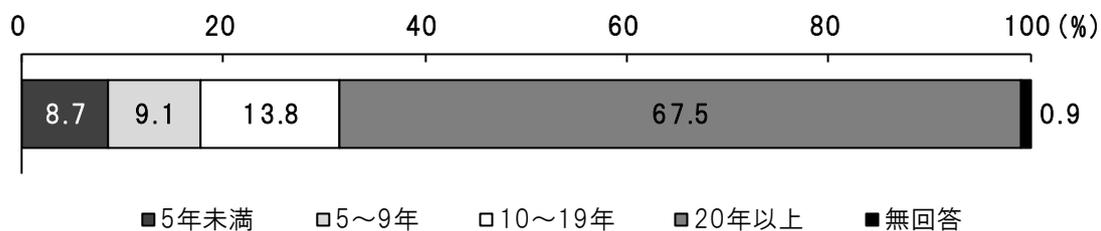
「70歳以上」が23.6%、「60～69歳」が18.2%、「40～49歳」が17.8%です。



③知立市のでの在住歴

n=647

「20年以上」が67.5%となっています。



④職業

n=647

「無職・主婦」が37.4%、「会社員・公務員・団体職員（フルタイム）」が35.1%となっています。

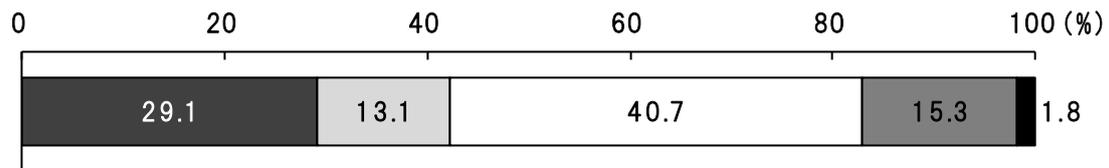


■無職・主婦 □学生 □会社員・公務員・団体職員（フルタイム） ■自営業・家業・農業 □パート・アルバイト・派遣・内職・嘱託等 □その他 ■無回答

⑤通勤・通学先

n=398

「近隣の市」が40.7%、「知立市内」が29.1%となっています。

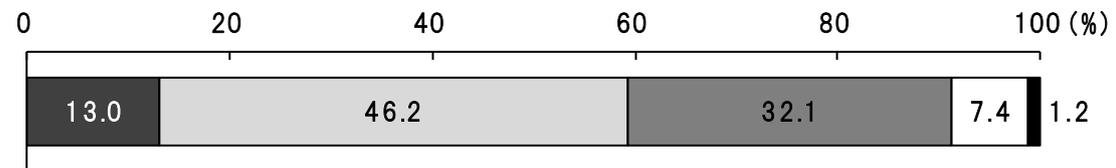


■知立市内 □名古屋市 □近隣の市 ■その他 ■無回答

⑥文化芸術への関心の有無

n=647

「どちらかといえば関心がある」が46.2%と最も高く、次いで「あまり関心がない」が32.1%となっています。



■とても関心がある □どちらかといえば関心がある ■あまり関心がない □まったく関心がない ■無回答

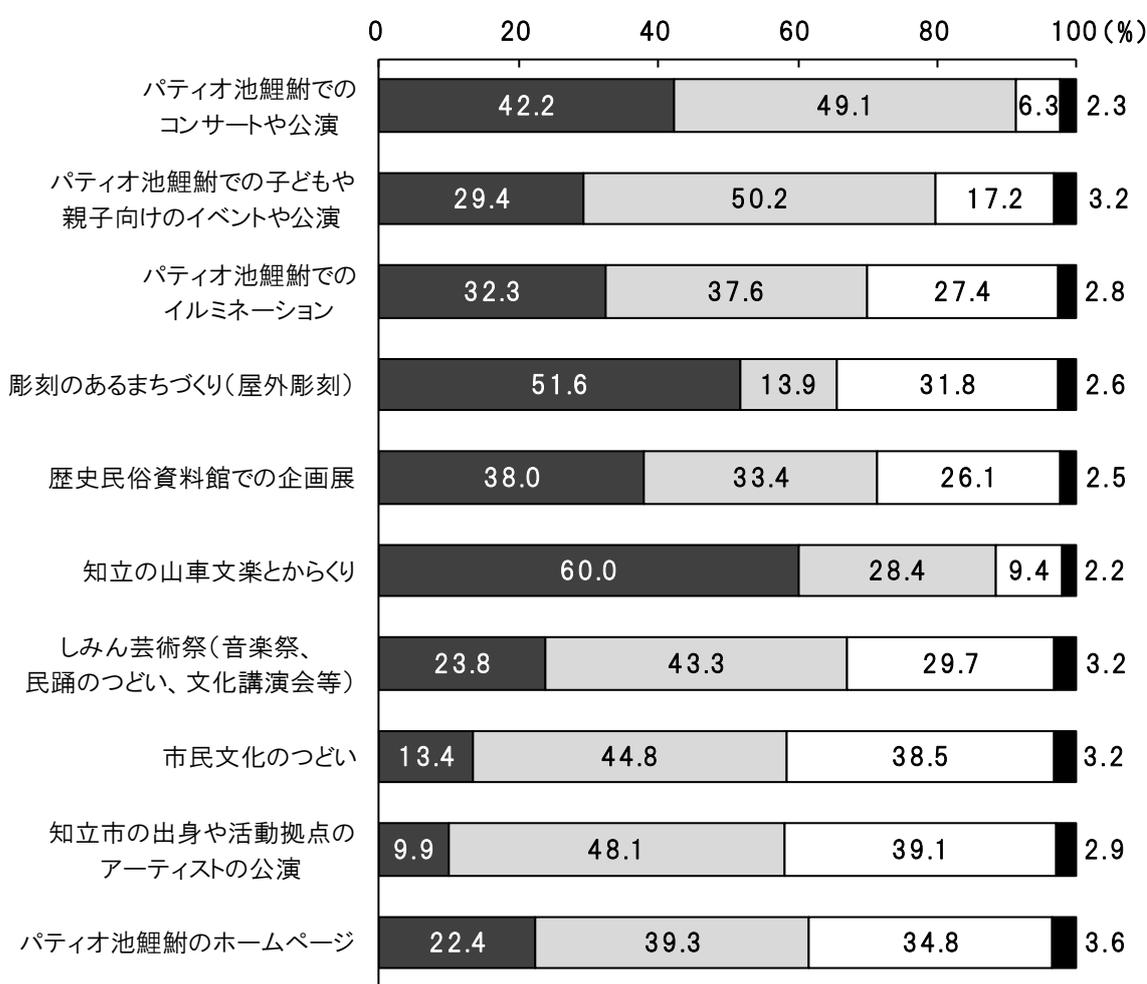
(2) 知立市の文化芸術

① 知立市の文化芸術イベントや活動の認知度

■ あなたは、知立市で行われている次の文化芸術のイベントや活動について、ご存知ですか。(あてはまるすべてに○)

n=647

「知っており、見たことがある」をみると、知立の山車文楽とからくり、彫刻のあるまちづくり（屋外彫刻）、パティオ池鯉鮒でのコンサートや公演の順に高くなっています。一方、「知らなかった」をみると、知立市の出身や活動拠点のアーティストの公演、市民文化のつどいが他と比べて高くなっています。



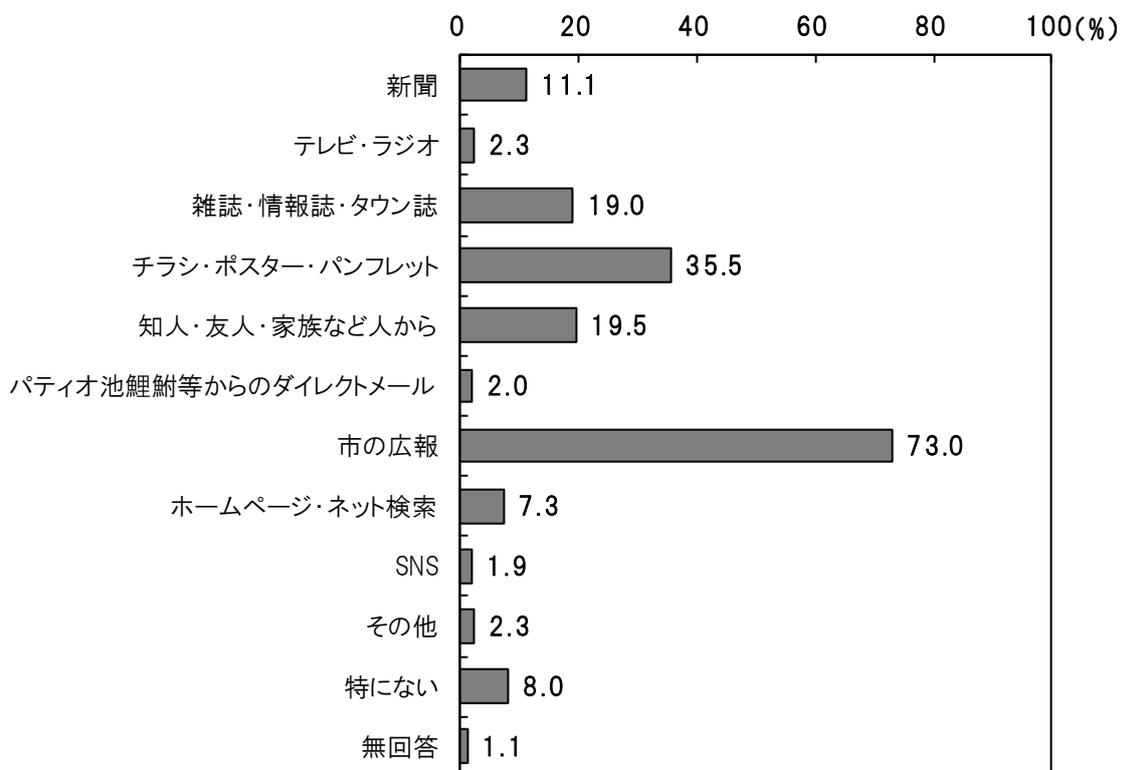
■ 知っており、見たことがある □ 知っていたが、見たことはない □ 知らなかった ■ 無回答

②知立市内の文化芸術情報の入手方法

■ あなたは、知立市内の芸術文化、伝統文化、市民の文化活動等に関する「情報」をどこから入手していますか。(3つまで○)

n=647

「市の広報」が73.0%と最も高く、次いで「チラシ・ポスター・パンフレット」35.5%、「知人・友人・家族など人から」が19.5%となっています。

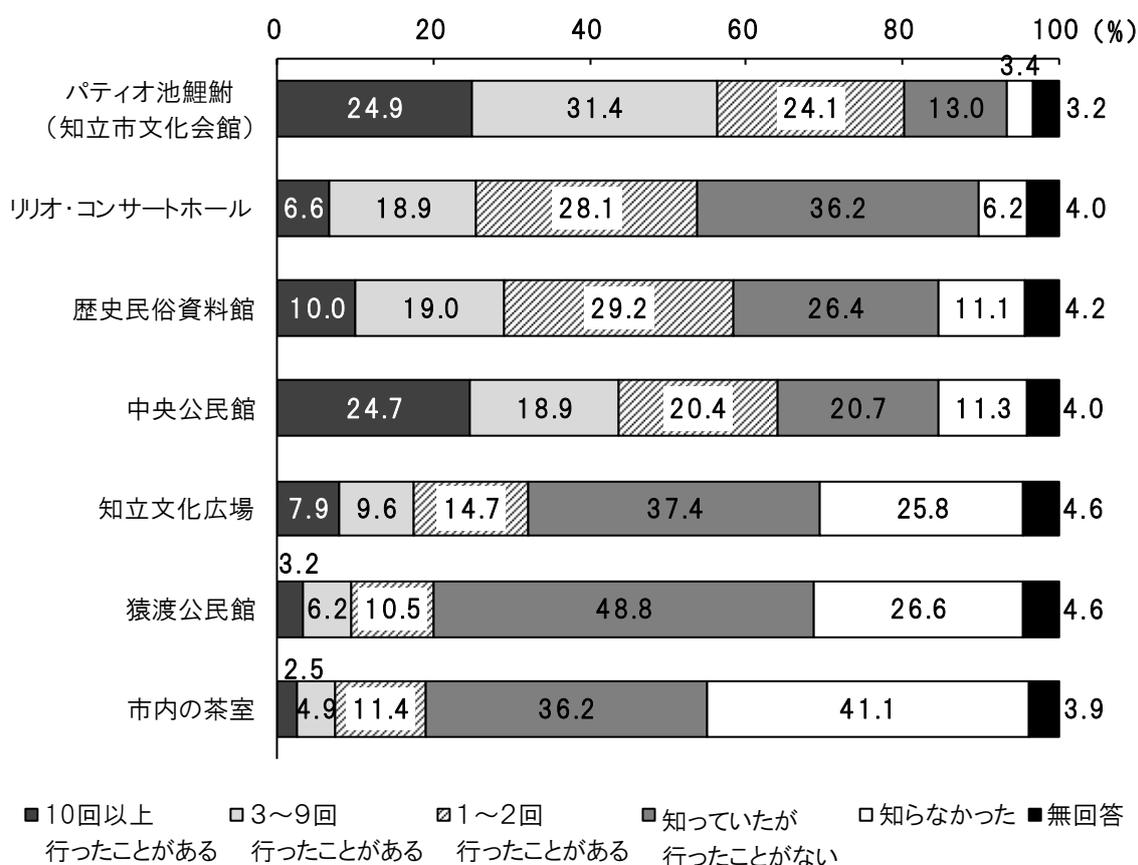


③知立市内の文化芸術施設等の利用状況

■ あなたは、知立市内の以下の施設について、利用していますか。(それぞれ1つに○)

n=647

「10回以上行ったことがある」をみると、パティオ池鯉鮒（24.9%）と中央公民館（24.7%）が高くなっています。「知らなかった」については、市内の茶室（41.1%）で高くなっています。



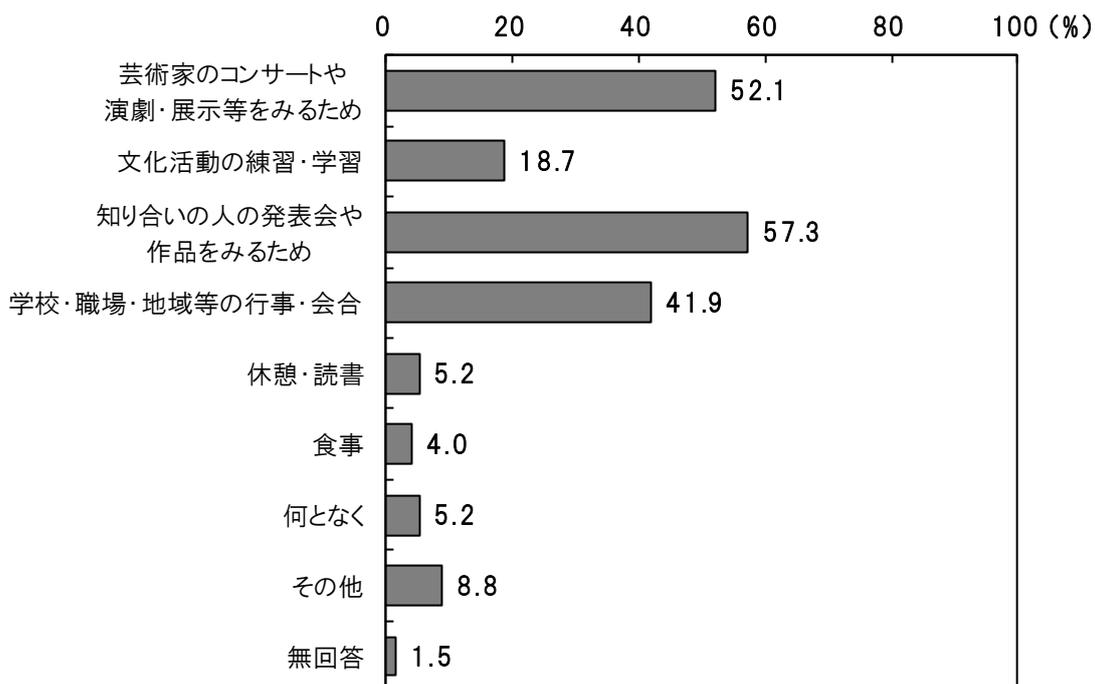
(3) 文化会館（パティオ池鯉鮒）について

①訪問目的

■ パティオ池鯉鮒に、どのような目的で訪れましたか。(あてはまるすべてに○)

パティオに行ったことがある人 n=520

「知り合いの人の発表会や作品をみるため」(57.3%)、「芸術家のコンサートや演劇・展示等をみるため」(52.1%)、「学校・職場・地域等の行事・会合」(41.9%)が高くなっています。

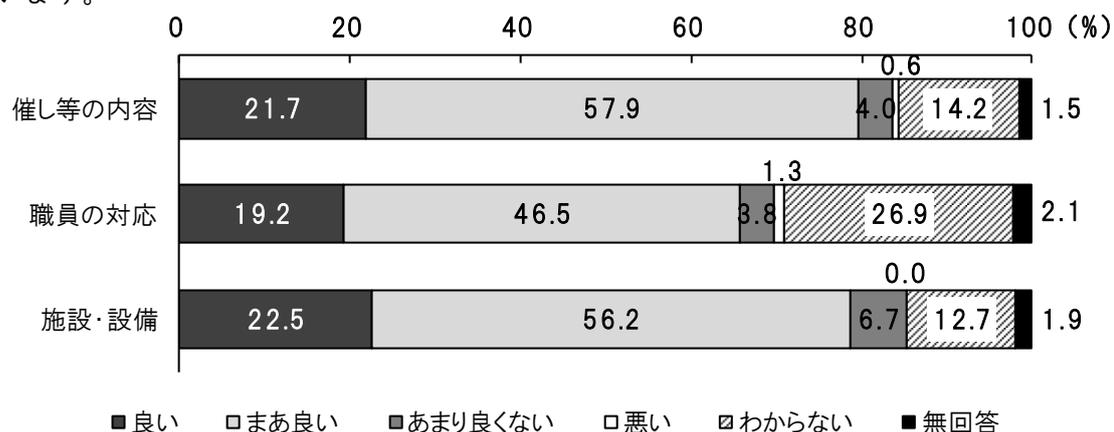


②利用の満足度

■ パティオ池鯉鮒を利用したときの満足度をご記入ください。(それぞれ1つに○)

パティオに行ったことがある人 n=520

催し等の内容、職員の対応、施設・設備ともに「まあ良い」の割合が最も高くなっています。



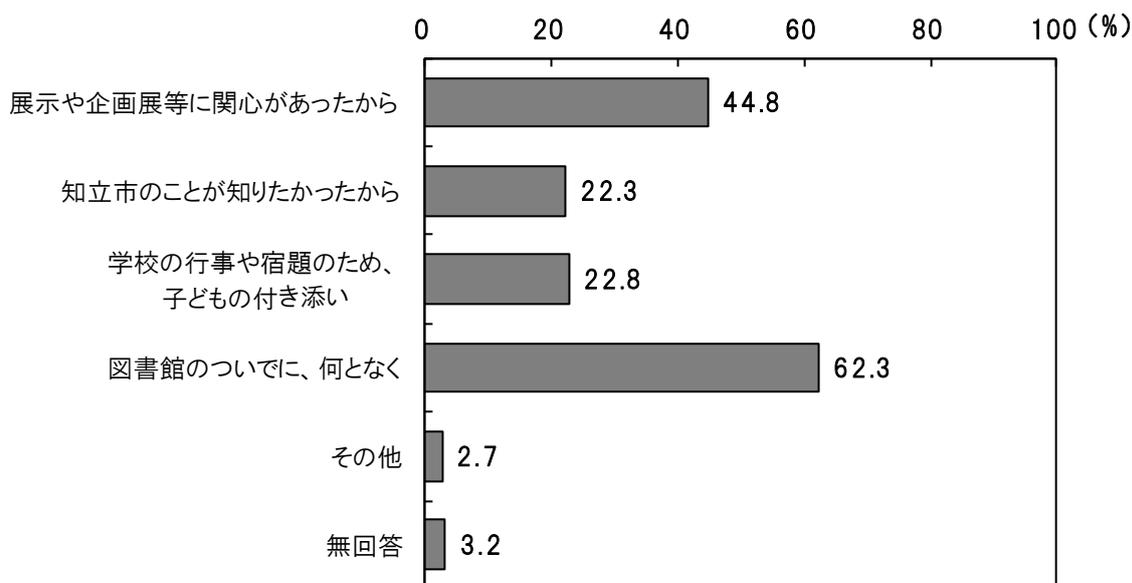
(4) 歴史民俗資料館について

①歴史民俗資料館への訪問理由

■ 知立市歴史民俗資料館に、どのような理由で訪れましたか。(あてはまるすべてに○)

歴史民俗資料館に行ったことがある人 n=377

「図書館のついでに、何となく」が62.3%と最も高く、次いで「展示や企画展等に関心があったから」が44.8%となっています。

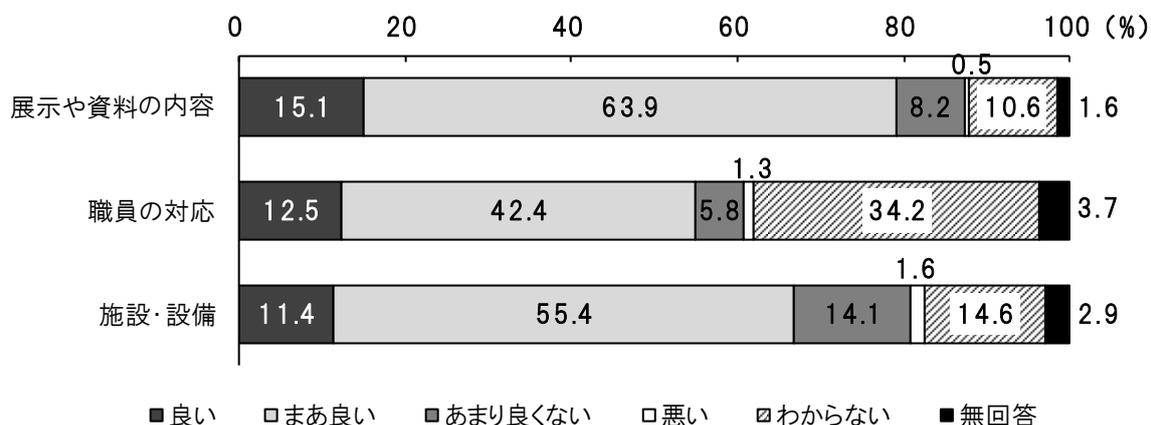


②利用の満足度

■ 知立市歴史民俗資料館を利用したときの満足度をご記入ください。(それぞれ1つに○)

歴史民俗資料館に行ったことがある人 n=377

展示や資料の内容、職員の対応、施設・設備ともに「まあ良い」の割合が最も高くなっています。



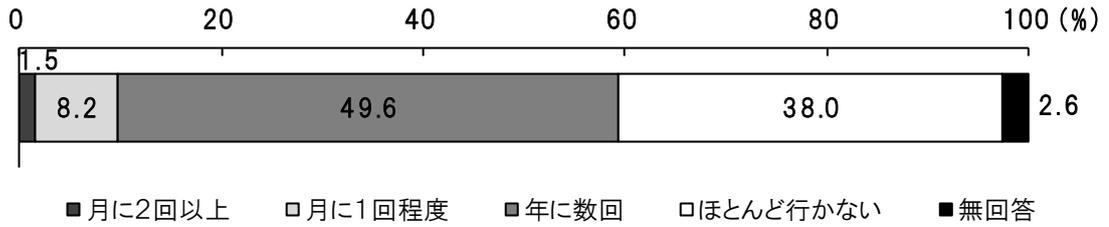
(5) 直接鑑賞

①文化芸術鑑賞の頻度

■ あなたは、コンサートや展覧会など、文化芸術鑑賞にどのくらいお出かけになりますか。(1つに○)

n=647

「年に数回」が49.6%と最も高く、次いで「ほとんど行かない」が38.0%となっています。



②鑑賞分野

■ あなたは、どのような分野の文化芸術鑑賞をしていますか。また、今後鑑賞してみたいですか。(あてはまるすべてに○)

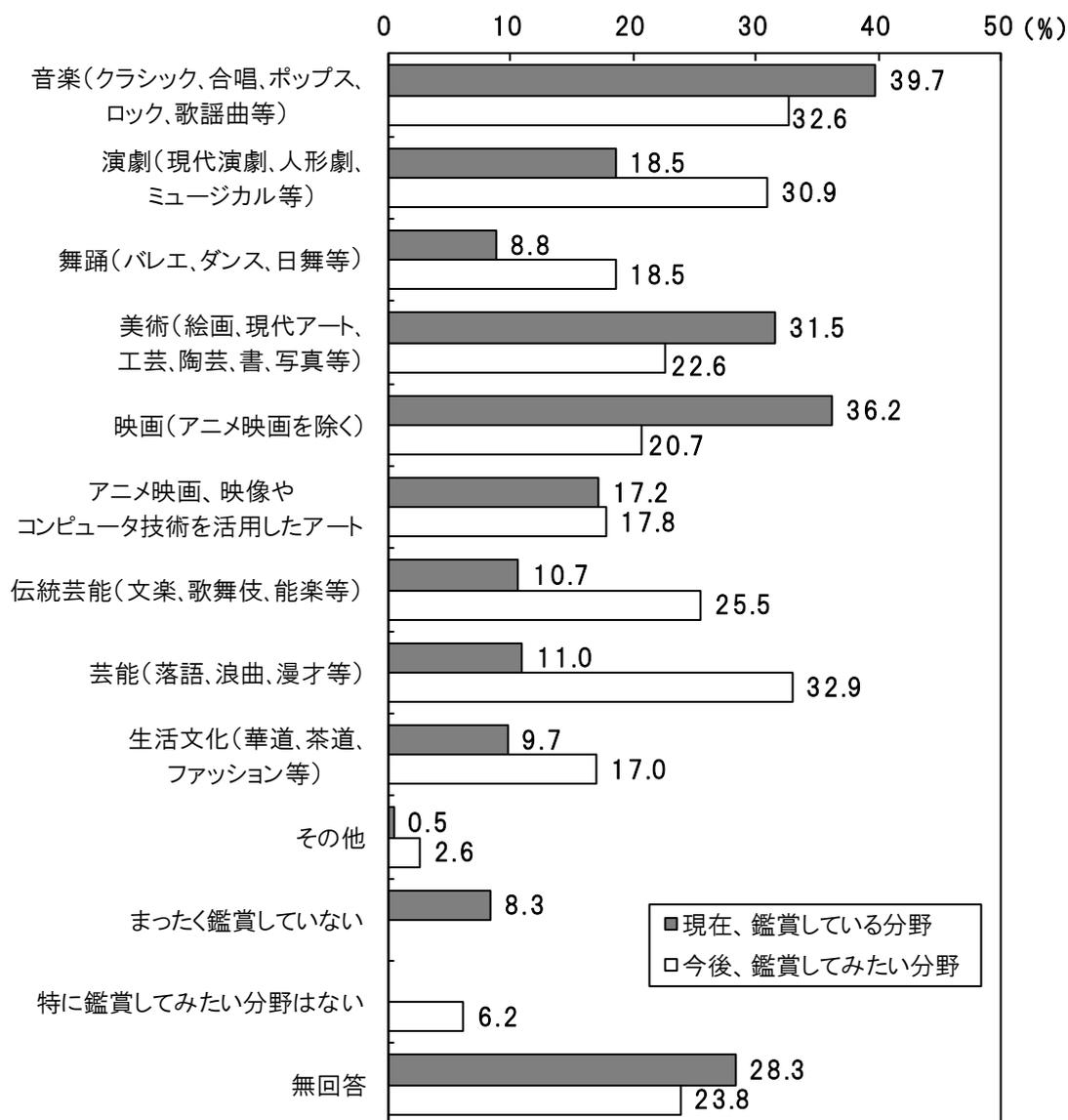
n=647

○現在、鑑賞している分野

「音楽(クラシック、合唱、ポップス、ロック、歌謡曲等)」が39.7%と最も高く、次いで「映画(アニメ映画を除く)」が36.2%、「美術(絵画、現代アート、工芸、陶芸、書、写真等)」が31.5%となっています。なお、「まったく鑑賞していない」は8.3%です。

○今後、鑑賞してみたい分野

「芸能(落語、浪曲、漫才等)」(32.9%)、「音楽」(32.6%)、「演劇(現代演劇、人形劇、ミュージカル等)」(30.9%)など多様な分野への回答がみられます。

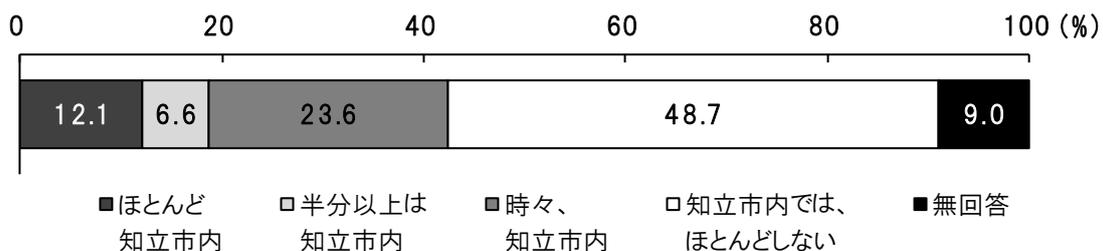


③直接鑑賞の場

■ 直接鑑賞する場所はどこですか。(1つに○)

鑑賞している人 n=454

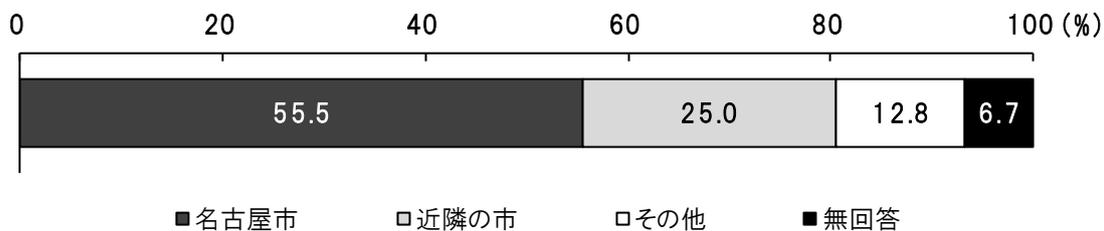
「知立市内では、ほとんどしない」が48.7%と最も高く、次いで「時々、知立市内」が23.6%となっています。



○市外の鑑賞の場

知立市外での鑑賞が多い人 n=328

直接鑑賞の場で「時々、知立市内」「知立市内では、ほとんどしない」の回答者の市外の鑑賞の場について、「名古屋市」が55.5%と最も高く、次いで「近隣の市」が25.0%となっています。

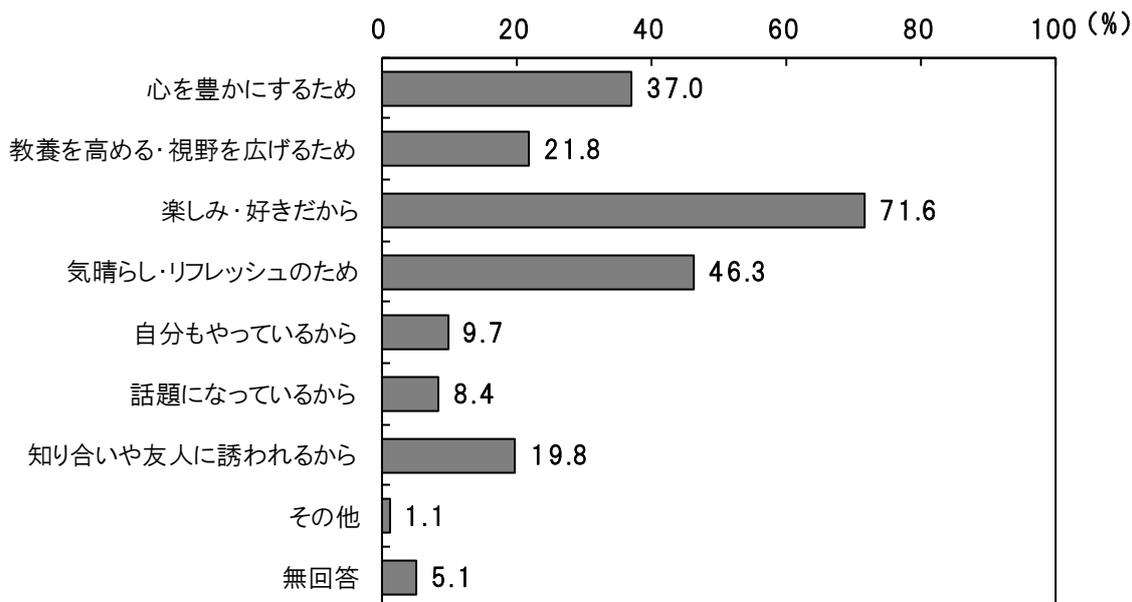


④直接鑑賞の目的

■ あなたが、直接鑑賞する目的は何ですか。(3つまで○)

鑑賞している人 n=454

「楽しみ・好きだから」が71.6%と最も高く、次いで「気晴らし・リフレッシュのため」が46.3%、「心を豊かにするため」が37.0%となっています。



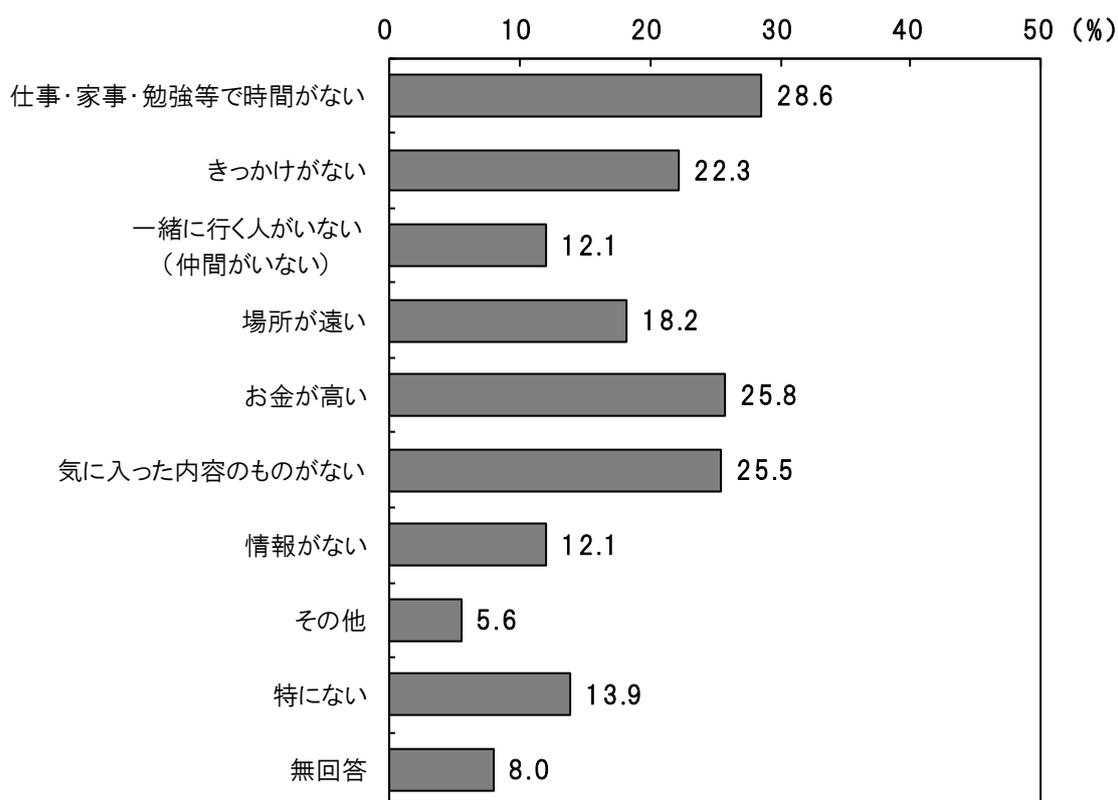
⑤直接鑑賞する上で困ること

■ あなたが施設などで直接鑑賞する上で、お困りのことはありますか。(3つまで○)

n=647

「仕事・家事・勉強等で時間がない」(28.6%)、「お金が高い」(25.8%)、「気に入った内容のものがない」(25.5%)、「きっかけがない」(22.3%)、「場所が遠い」(18.2%)の順に高くなっています。

性別で見ると、男性は「気に入った内容のものがない」「情報がない」、女性は「仕事・家事・勉強等で時間がない」「お金が高い」の割合が他と比べて高くなっています。年齢別で見ると、60歳未満は「仕事・家事・勉強等で時間がない」、60～69歳で「気に入った内容のものがない」の割合が他と比べて高くなっています。鑑賞頻度別では、月1回以上で「場所が遠い」、ほとんど行かないで「きっかけがない」の割合が他と比べて高くなっています。



単位:%

		n	仕事・家事・勉強等で時間がない	きっかけがない	(一緒に行く人がいない)	場所が遠い	お金が高い	気に入った内容のものがない	情報がない	その他	特にない	無回答
性別	男性	275	22.2	24.7	9.8	14.5	21.1	31.6	20.7	4.4	14.9	9.1
	女性	365	33.2	20.8	14.0	20.8	28.8	21.1	5.8	6.6	13.4	7.1
年齢	18~29歳	61	36.1	18.0	16.4	24.6	36.1	29.5	14.8	3.3	14.8	1.6
	30~39歳	92	42.4	18.5	12.0	18.5	30.4	28.3	13.0	6.5	8.7	3.3
	40~49歳	115	38.3	28.7	6.1	18.3	30.4	25.2	10.4	10.4	7.0	5.2
	50~59歳	103	41.7	18.4	8.7	11.7	24.3	20.4	15.5	3.9	14.6	6.8
	60~69歳	118	22.0	23.7	11.9	19.5	28.0	34.7	13.6	3.4	16.1	8.5
	70歳以上	153	6.5	23.5	17.6	18.3	14.4	19.0	8.5	5.2	20.3	15.7
頻度	月1回以上	63	20.6	6.3	6.3	36.5	33.3	11.1	3.2	6.3	25.4	9.5
	年に数回	321	30.2	17.8	11.5	21.8	33.0	25.9	14.0	6.9	12.1	6.9
	ほとんど行かない	246	29.7	32.1	14.6	10.2	15.9	29.7	12.2	4.1	13.0	6.5

(6) 創作・練習など文化活動

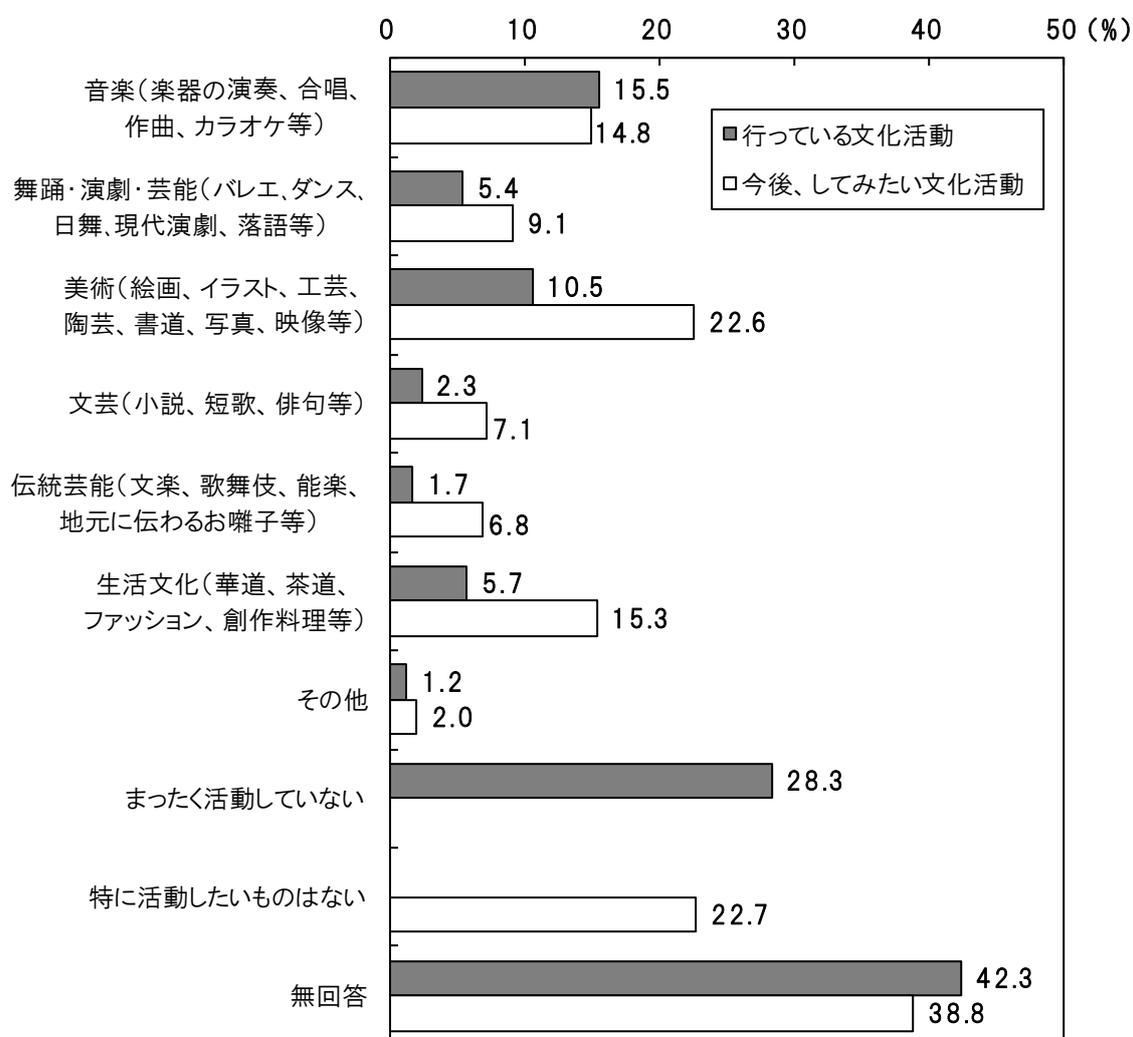
①文化活動の分野

■ あなたは、この1年間に、どのような創作・練習・発表などの文化活動に参加していますか。また、今後どのような文化活動をしたいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

n=647

現在、活動している分野について、「音楽（楽器の演奏、合唱、作曲、カラオケ等）」が15.5%と最も高く、次いで「美術（絵画、イラスト、工芸、陶芸、書道、写真、映像等）」が10.5%となっています。

今後、活動してみたい分野について、「美術」が22.6%と最も高く、次いで「生活文化（華道、茶道、ファッション、創作料理等）」15.3%、「音楽（楽器の演奏、合唱、作曲、カラオケ等）」が14.8%となっています。

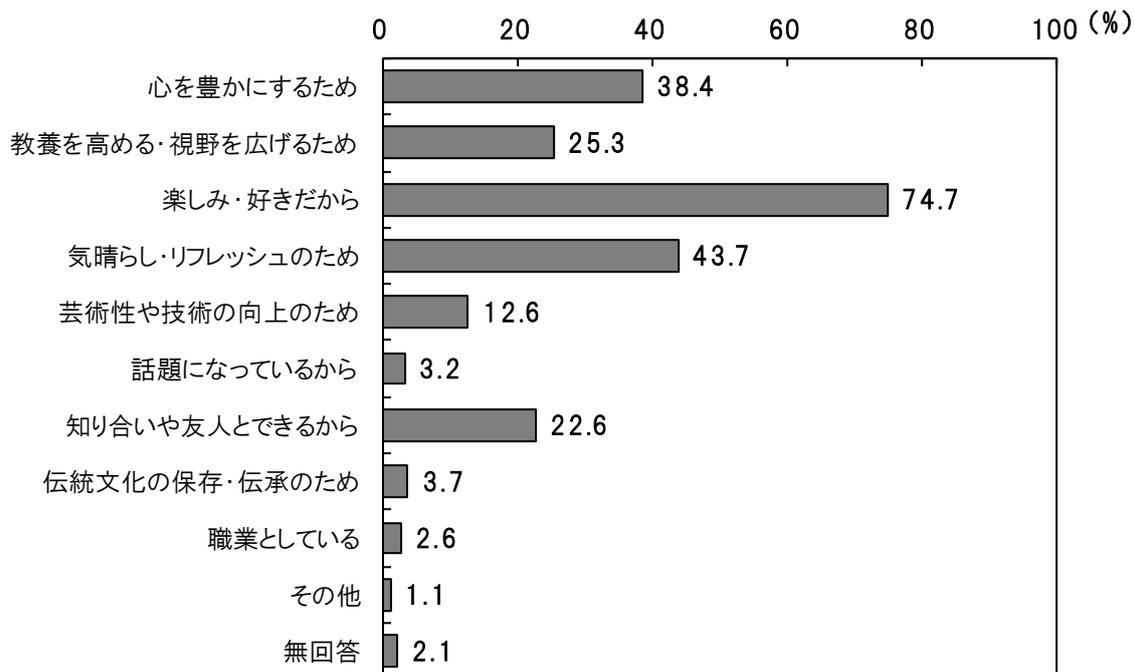


②文化活動の目的

■ あなたの文化活動の目的を次の中から選んでください。(3つまで○)

活動している人 n=190

「楽しみ・好きだから」が74.7%と最も高く、次いで「気晴らし・リフレッシュのため」43.7%、「心を豊かにするため」が38.4%となっています。



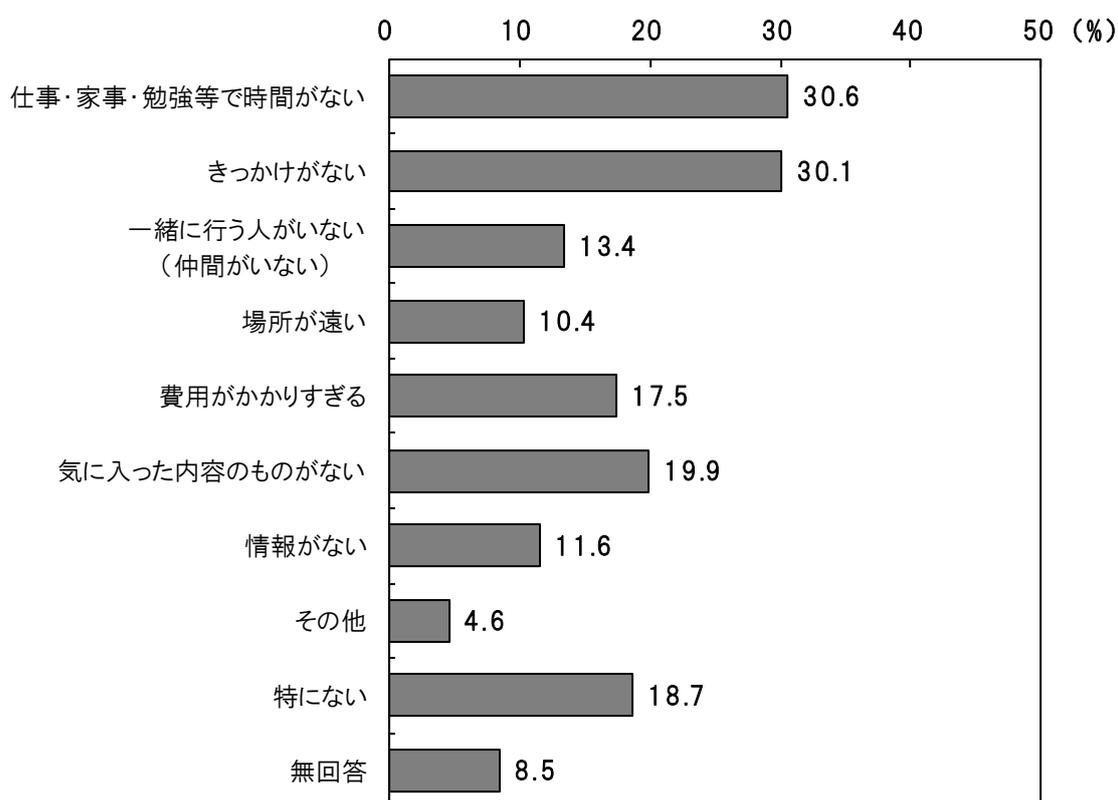
③文化活動をする上で困ること

■ あなたが文化活動をする上で、お困りのことはありますか。(3つまで○)

n=647

「仕事・家事・勉強等で時間がない」(30.6%)、「きっかけがない」(30.1%)が高くなっています。

性別で見ると、女性は「仕事・家事・勉強等で時間がない」、男性は「きっかけがない」の割合が最も高くなっています。年齢別で見ると、18～59歳は「仕事・家事・勉強等で時間がない」、60歳以上は「きっかけがない」の割合が最も高くなっています。また、18～29歳は「一緒に行く人がいない(仲間がいない)」の割合が他と比べて高くなっています。活動別では、文化活動をしている人は「仕事・家事・勉強等で時間がない」「費用がかかりすぎる」、文化活動をしていない人は「きっかけがない」の割合が他と比べて高くなっています。



単位:%

		n	仕事・家事・勉強等で時間がない	きつかけがない	(一緒にいる人がいない)	場所が遠い	費用がかかりすぎる	気に入った内容のものがない	情報がない	その他	特にない	無回答
性別	男性	275	24.0	33.1	11.6	6.5	13.5	24.4	16.4	2.9	21.5	9.8
	女性	365	35.6	28.2	14.8	13.2	20.3	16.2	7.7	6.0	17.0	7.7
年齢	18~29歳	61	42.6	32.8	27.9	3.3	18.0	18.0	13.1	3.3	23.0	3.3
	30~39歳	92	42.4	23.9	6.5	6.5	19.6	16.3	8.7	5.4	17.4	4.3
	40~49歳	115	45.2	33.0	10.4	12.2	22.6	25.2	8.7	7.8	13.0	2.6
	50~59歳	103	42.7	29.1	7.8	6.8	22.3	15.5	12.6	5.8	18.4	5.8
	60~69歳	118	20.3	33.1	11.9	11.0	18.6	23.7	14.4	2.5	19.5	9.3
	70歳以上	153	7.8	28.8	19.0	15.7	7.8	17.6	11.8	3.3	22.2	19.0
活動	活動している	190	35.3	16.3	8.9	15.3	27.9	17.4	9.5	5.3	19.5	6.8
	活動していない	457	28.7	35.9	15.3	8.3	13.1	21.0	12.5	4.4	18.4	9.2

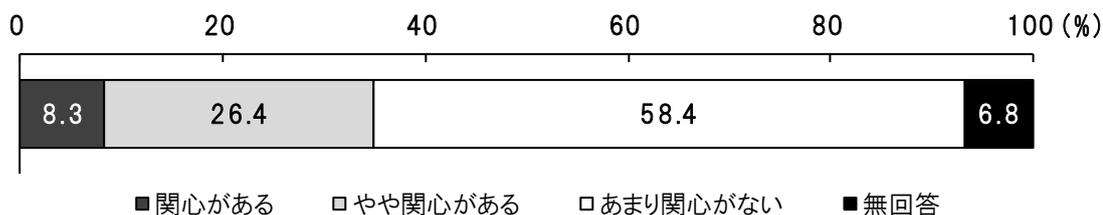
④文化講座終了後の活動継続への関心度

■ あなたは、文化講座に参加して、終了後にグループを作って活動をしていくことについて、関心がありますか。(1つに○)

n=647

「関心がある」が8.3%、「やや関心がある」が26.4%となっています。

文化活動別で見ると、活動している人は「関心がある」「やや関心がある」の割合が他と比べて高くなっています。



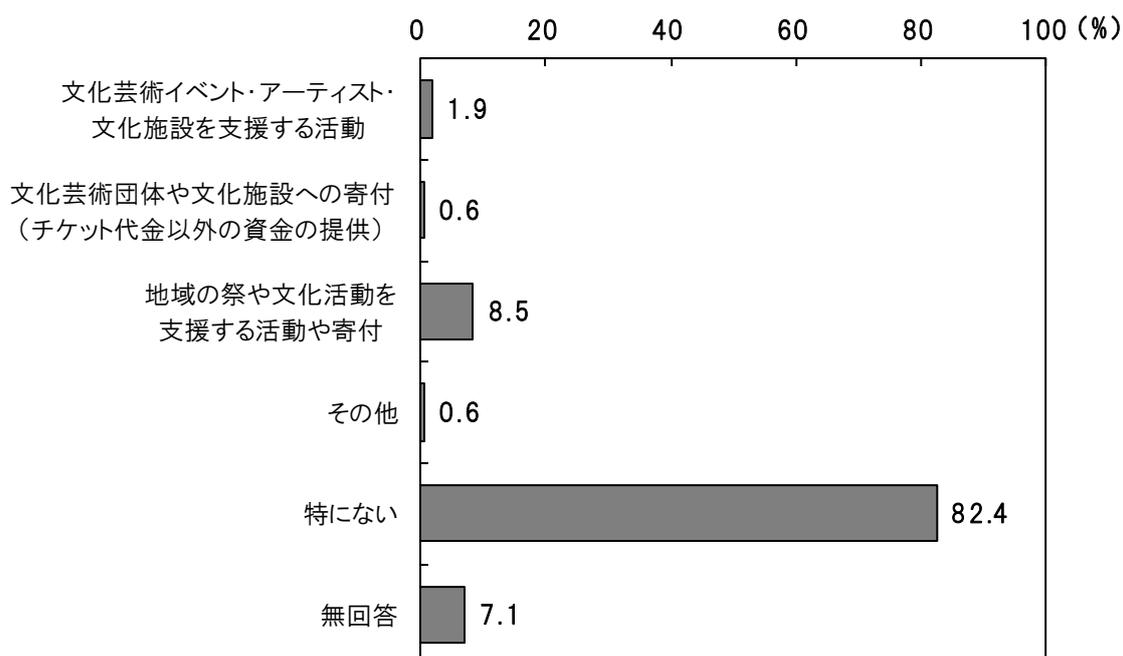
(7) 文化活動の支援

①過去1年間の文化活動の支援の経験

■ あなたは、この1年間に、文化活動の支援（ボランティア）を行ったことがありますか。（あてはまるすべてに○）

n=647

「特にない」が82.4%で、「地域の祭や文化活動を支援する活動や寄付」が8.5%となっています。

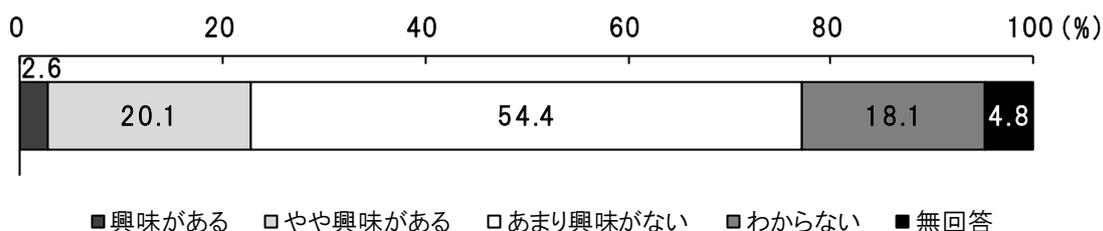


②文化活動を支援するボランティア活動への興味

■ 文化活動を支援するボランティア活動に興味はありますか。（1つに○）

n=647

「興味がある」が2.6%、「やや興味がある」が20.1%となっています。



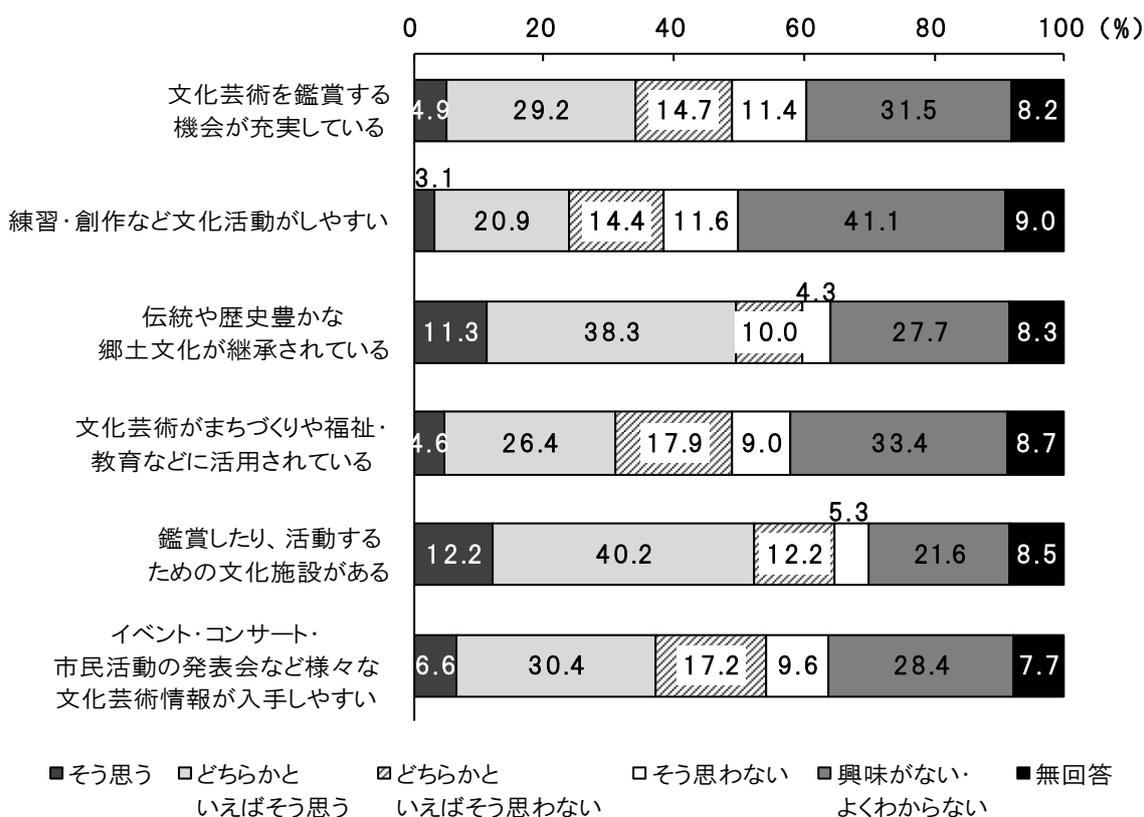
(8) 文化芸術の推進について

①知立市の文化芸術環境

■ あなたは、知立の文化芸術環境について、どのようにお考えですか。(それぞれ1つに○)

n=647

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合をみると、「伝統や歴史豊かな郷土文化が継承されている」と「鑑賞したり、活動するための文化施設がある」で他の項目と比べて高く、「練習・創作など文化活動がしやすい」「文化芸術がまちづくりや福祉・教育などに活用されている」で他の項目と比べて低くなっています。

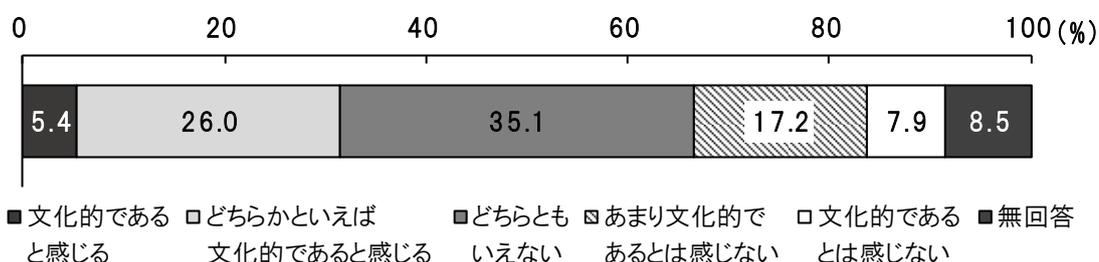


②知立市が「文化的なまち」と感じるかどうか

■ あなたは、知立市を「文化的なまち」と感じますか。(1つに○)

n=647

「どちらともいえない」が35.1%と最も高く、次いで「どちらかといえば文化的であると感じる」が26.0%となっています。

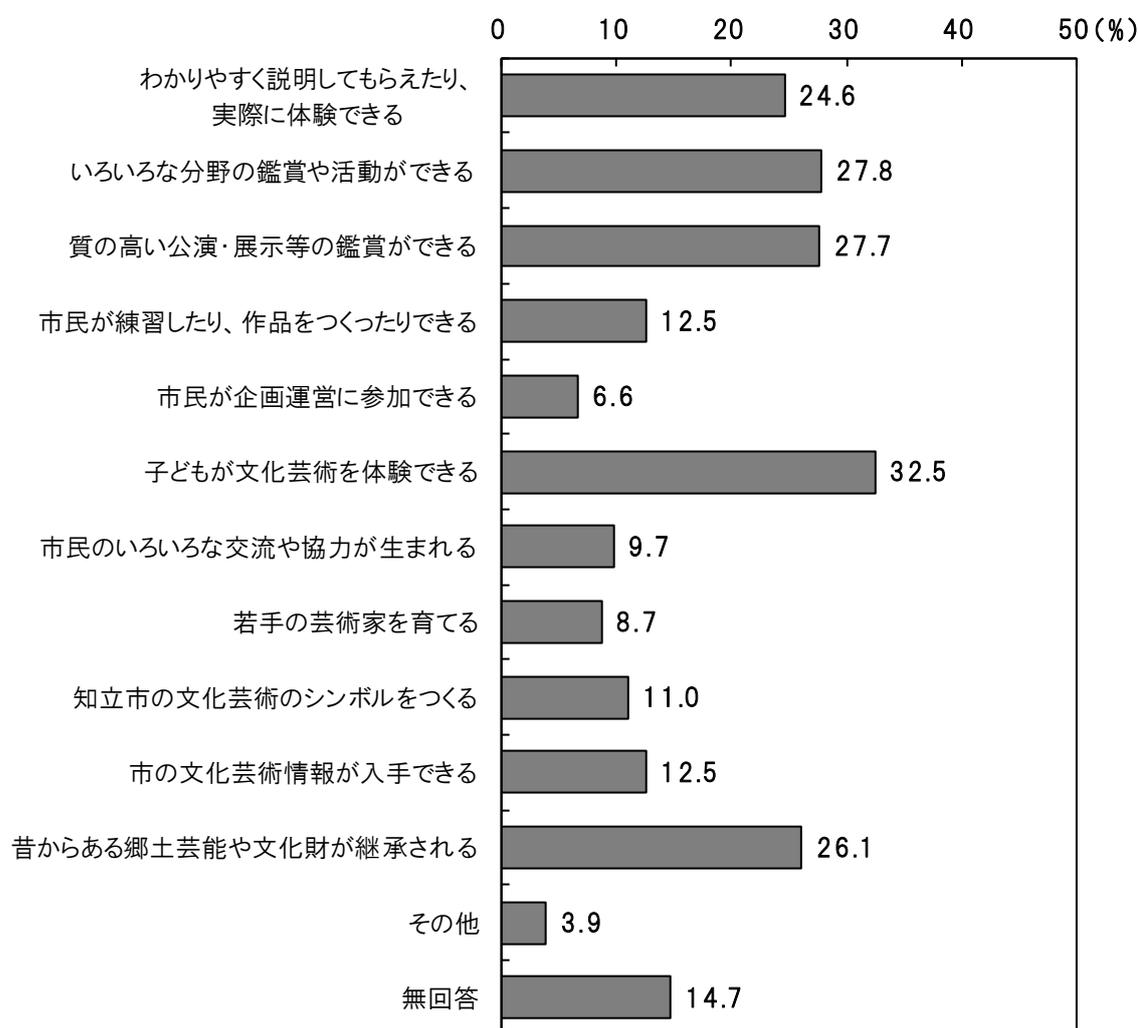


③文化芸術振興に取り組むにあたり力を入れるべきこと

■ 知立市が文化芸術振興に取り組むにあたり、どのような環境づくりに、一層、力を入れる必要があるとお考えですか。（一層充実すべきこと3つまで○）

n=647

「子どもが文化芸術を体験できる」が32.5%と最も高く、次いで「いろいろな分野の鑑賞や活動ができる」が27.8%、「質の高い公演・展示等の鑑賞ができる」が27.7%、「昔からある郷土芸能や文化財が継承される」が26.1%、「わかりやすく説明してもらえたり、実際に体験できる」が24.6%となっています。

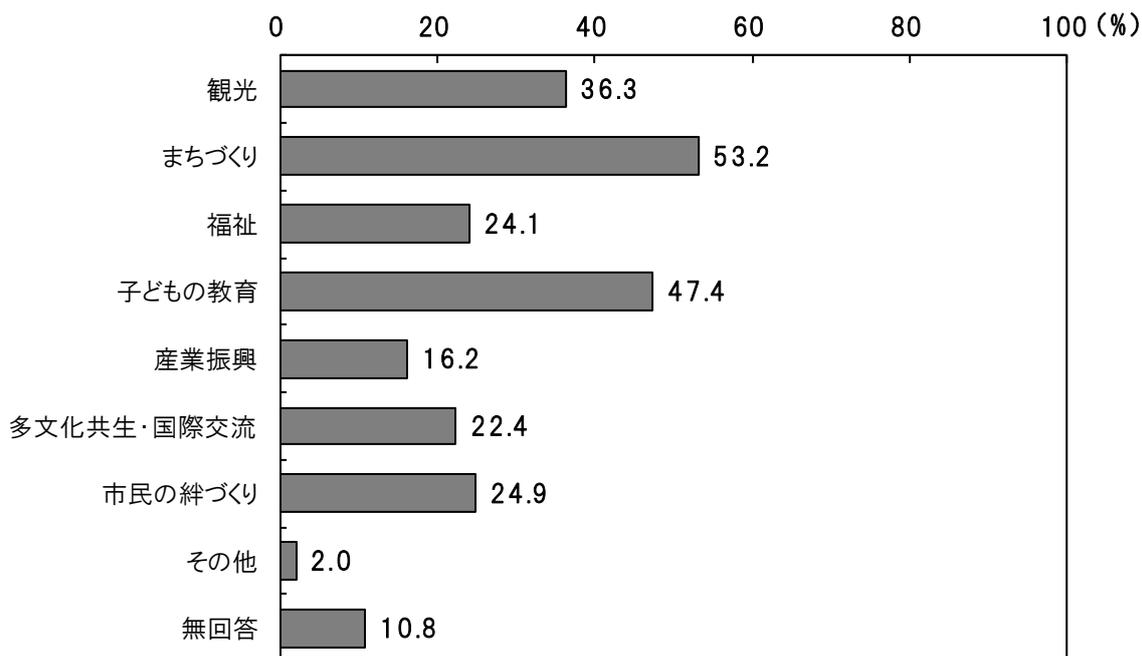


④文化芸術を活かす分野

■ 知立市において、文化芸術をどのような分野に活かすとよいとお考えですか。
(あてはまるすべてに○)

n=647

「まちづくり」が 53.2%と最も高く、次いで「子どもの教育」が 47.4%、「観光」が 36.3%となっています。



資料 4	用語の解説
------	-------

共生社会	一人ひとりが豊かな人間性を育み生きる力を育てる力を身に付けていくとともに、みんなて子どもや若者を育成・支援し、年齢や障害の有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる社会。
協働	地域の課題の解決を図るため、それぞれの役割と責任のもとで、ともに考え、協力し、行動すること。
コンテンツ	情報の内容・中身
社会包摂	社会的に弱い立場に置かれてる人たちを、排除するのではなく、多様な価値観を尊重し、相互理解が進み、社会の構成員としてとして包むこと。
多文化共生	国籍や民族などの異なる人たちが、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
パブリシティ	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌等を通じて内容を取り上げてもらう宣伝の方法
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍の違いや障がいの有無等にかかわらず、すべての人が利用可能なように、はじめから計画して実施し、その後も改良等を検討していくという考え方。
ユネスコ無形文化遺産	各地域で長い時間をかけ受け継がれてきた演劇、祭礼、工芸技術などの、次世代へ伝えていくべき無形の文化を指し、2006年に発効された「無形文化遺産保護条約」に基づき、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧」に記載されたこと。
ワークショップ	参加者が主体的に活動・体験する講座・イベントなど。
ICT	Information and Communication Technology の略。情報 (Information) や通信 (Communication) に関する技術の総称。日本では IT (Information Technology: 情報技術) の方が普及していたが国際的には ICT が用いられている。
SNS	Social Networking Service の略。インターネット上で友人同士や同じ趣味を持つ者同士が集まり、利用者間のコミュニケーションを支援するサービス (サイト)。最近では、会社や組織の広報としても利用されている。
Web	インターネット上のホームページの仕組みを利用したサービスのことで、インターネット閲覧ソフトや閲覧機能の画面を利用して活用。

知立市文化芸術推進基本計画

発行日 2021（令和3）年3月
発行 知立市教育委員会
編集 知立市教育委員会文化課
〒472-0053 知立市南新地 2-3-3
Tel 0566-83-1133
E-mail siryokan@city.chiryu.lg.jp

発行日 2021(令和3)年3月

発行 知立市教育委員会

編集 知立市教育委員会文化課

〒472-0053 知立市南新地2-3-3

TEL:0566-83-1133